昭和初期の国立公園指定における内務省の区域設定と 国立公園委員会の審議に関する論考

油井 正昭

江戸川大学国立公園研究所客員教授 千葉大学名誉教授/桐蔭横浜大学医用工学部客員教授

1. はじめに

昭和6年(1931年)に国立公園法が制定され、内務省の国立公園行政が本格化し、最初の国立公園として雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園が昭和9年(1934年)3月16日に指定された。続いて第2次指定で阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇の5国立公園が昭和9年12月4日に、第3次指定で十和田、富士箱根、吉野熊野、大山の4国立公園が昭和11年2月1日に指定され、昭和初期に合計12箇所の国立公園が誕生した。

現在(2019年)は、34箇所の国立公園が指定されているが、昭和初期に行われた12箇所の国立公園指定が日本における国立公園指定の原点である。

大正10年(1921年)に内務省衛生局が、国立公園候補の風景地として阿寒、十和田、日光など16箇所を選び、後に大雪山を加えて合計17箇所の調査を行い、最終的には国立公園法制定で設置された国立公園委員会の審議により、昭和7年(1932年)10月8日に12箇所の国立公園候補地が決定した。

この12箇所の国立公園候補地の選定と指定の業務は、内務省衛生局保健課で行われたが、各候補地の区域を設定するための実地調査や、関係各省との協議に遅速があったため、12箇所の候補地は同時指定にはならず、事務的に準備が整った候補地から国立公園法第1条の「國立公園ハ國立公園委員会ノ意見ヲ聴き區域を定メテ主務大臣之ヲ指定ス」に基づいて、逐次国立公園委員会に区域決定の諮問が行われ、答申を受けて内務大臣による指定告示が行われた。

大正後期から昭和初期かけて行われた、12国立公園候補地選定の経緯に関しては、岡野 $(2013)^{11}$ 、水谷 $(2014)^{21}$ 、西田 $(2016)^{31}$ 、水内・古谷 $(2016)^{41}$ 、油井 $(2018)^{51}$ などが詳細な論述を行い、多くの知見を明らかにしている。

候補地選定後の指定に至る経緯は、国立公園法制定 20周年記念で発刊された、田村剛が執筆したとされ る厚生省国立公園部監修の「日本の国立公園」⁶⁾で概略を知ることができるが、国立公園区域を設定する実地調査や国立公園委員会での区域決定審議などの記述は行われていない。また、環境庁自然保護局編集の「自然保護行政のあゆみ」⁷⁾でも、国立公園指定に関してはごく簡単に記述されているだけである。なお、内務省衛生局で国立公園候補地選定から、指定に至るまで関わった田村剛の「国立公園講話」⁸⁾にも区域を定める実地調査や、国立公園委員会の審議経緯は記述されていない。西田(2016)³⁾は国立公園委員会の候補地選定と指定審議を一体にして、国立公園誕生の委員会にみる風景の政治学という視点で論述している。

本論は、第2回国立公園委員会(昭和7年10月8日開催)で12箇所の国立公園候補地が決定した後、内務省衛生局保健課が行った国立公園区域を設定する実地調査の状況、実地調査に基づいて作成し、関係各省協議で整えた区域の国立公園委員会への諮問状況、区域決定の諮問に対する国立公園委員会の審議状況などに焦点を当てて分析、考察し、昭和初期に誕生した12国立公園の指定に至る経緯を論考する。

2. 内務省衛生局保健課による国立公園区域 を設定する実地調査

国立公園委員会で選定した12箇所の国立公園候補地(以下「候補地」とする)の指定に向けて、内務省衛生局保健課は全候補地に対し、区域を定めるために実地調査を実施した。

内務省は、実地調査に当たり「国立公園區域決定ノ標準」⁹⁾と、「国立公園境界線設置標準」¹⁰⁾を定めた。 区域決定の標準では、国立公園区域は候補地選定の基礎になった風景型式を構成する範囲をおよその区域とする方針のもとに、適切な区域を設定するために次の 9項目を定めた。

- 一 自然的風景を保有する區域を包含せしむること
- 二 現に自然の地貌を著しく破壊せられたるものと

雖も復原の見込あるものは之を國立公園區域に 包含せしむること

- 三 優秀なる風景要素を包含せしむること
- 四 國立公園の利用上必要なる區域を包含せしむる
- 五 私有地は努めて之を區域内に包含せしめざること
- 六 宅地、田畑等私人の獨占的使用に屬する土地は 成るべく之を區域より除外すること
- 七 産業上の利用と牴触多きものと雖も國立公園の 計畫上絶對必要なるものは之を區域に包含せし むること
- 八 國立公園の施設並に管理上必要なる區域を包含 せしむること
- 九 國立公園の利用並に管理上密接に關聯し難きものは之を區域より除外すること

この区域決定の標準により、現地で区域へ編入する 場所と除外する場所を選別するとともに、公園管理を 行う上で明快な境界が必要であり、適切な境界設定に 境界線設置標準を用いた。

「国立公園境界線設置標準」では、境界線は成るべく顕著な地形、行政区界、土地所有別で設定し、やむを得ない場合に限り道路、水路など顕著な工作物、国有林、県有林などの事業区界、林班界、見通線、地目や地番界に依ることを定めている。

実地調査は、衛生局保健課職員によって実施され、昭和7年(1932年)10月25日に富士候補地から始まり、最後に十和田候補地の調査を昭和8年(1933年)11月下旬に終了し、12箇所の実地調査に1年以上を要した。

各候補地の区域を定める実地調査状況は表-1のとおりである。

表-1 国立公園候補地の区域を定める実地調査状況

国立公園候補地	関係道県	実地調査期間	実地調査を担当した職員			
	山梨県	昭和7年10月25日~10月31日	藤原孝夫(10月29日~11月1日)、田村剛(10月25日~11月1日)、小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿、黒田新平、戸坂修			
富士	神奈川県	昭和7年11月1日~11月4日				
	静岡県	昭和8年3月10日~3月25日	田村剛(3月10日~11日)、小坂立夫、黒田新平			
雲 仙	長崎県	昭和8年1月下旬~2月下旬	田村剛(1月下旬~2月15日)、小坂立夫、黒田新平、 戸坂修			
霧島	鹿児島県 宮崎県	昭和8年2月8日~3月4日	田村剛(2月16日~2月24日)、加藤誠平、千家哲麿			
吉野及熊野	奈良県 和歌山県 三重県	昭和8年4月4日~5月26日	田村剛(4月11日~19日)、小坂立夫(主に山岳地帯を担当)、千家哲麿(主に熊野海岸、北山川・熊野川を担当)			
瀬戸内海	岡山県 香川県 広島県	昭和8年4月26日~5月下旬	藤原孝夫(5月7日~13日)、田村剛(5月1日~18日)、 加藤誠平、黒田新平、戸坂修			
阿 寒	北海道	昭和8年6月16日~7月30日	黒田新平、石原耕作			
	新潟県 長野県	昭和8年6月16日~7月18日	千家哲麿、池ノ上容、菅沼辰太郎			
日本アルプス	富山県 長野県 岐阜県	昭和8年8月2日~9月12日	千家哲麿、池ノ上容			
日光	栃木県 群馬県 新潟県	昭和8年7月17日~8月26日	小坂立夫、森蘊、片岡俊一			
阿蘇	熊本県 大分県	昭和8年7月24日~9月下旬	田村剛(8月1日~13日)、石井勇、稲垣龍一、戸坂修			
大雪山	北海道	昭和8年7月31日~9月18日	藤原孝夫(8月16日~25日・阿寒も視察)、田村剛(8 月22日~9月4日)、石原耕作(石狩國管内を担当)、 黒田新平・渡部紫朗(十勝國管内を担当)			
大 山	鳥取県	昭和8年10月1日~10月25日	石井勇、稲垣龍一、高橋進			
十和田	青森県 秋田県	昭和8年10月17日~11月下旬	加藤誠平、片岡俊一、小林義秀			

表-1に見るように、実地調査が開始された富士候補地の山梨県側には、藤原孝夫保健課長はじめ、田村剛、小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿、黒田新平、戸坂修の7名が調査に入った。最初の調査だけに藤原課長が陣頭指揮を執った形である。山梨県側の調査は、10月25日から31日までの7日間だった。富士候補地には、飛び地で箱根地域が入っており、山梨県側の調査を終わった7名は、ただちに神奈川県側の箱根へ移動し、11月1日から4日まで箱根地域の区域設定の調査を行った。箱根では国立公園区域界に外輪山をとった。

富士候補地の実地調査は、その後に実施された候補地の調査人数(2~4名)に比べて7名と多かったが、職員を見るとこの後行われた各候補地の実地調査で中心になる小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿らが居り、藤原課長と田村剛の指導を受ける意味もあって、最初の実地調査に多くの職員が派遣されたように思われる。

富士候補地の実地調査概要は、加藤誠平¹¹⁾、黒田新平¹⁵⁾が「國立公園」誌に載せており、黒田が富士山の静岡県側は、陸軍富士裾野演習場の関係で調査が遅れ、昭和8年3月10日より行ったと記述している。静岡県側の実地調査は、富士山東山麓に陸軍演習場があるため陸軍省との交渉が終わり、3月10日から25日まで16日間をかけ田村剛、小坂立夫、黒田新平の3名で実施した。調査は西麓の大宮町(現:富士宮市)から東方へ向かい、白糸の滝、音止の滝、猪之頭水源地、朝霧の原、三里ヶ原、須山、須走村(現:小山町)で終了した。太郎坊へ出る間は雪中を歩いての調査を行っている。富士山東麓の区域界は陸軍演習場との関係で、明快な地形界が設定できなかった。

12候補地の実地調査は、富士をかわきりに、雲仙、霧島、吉野熊野、瀬戸内海、阿寒、日本アルプス、日光、阿蘇、大雪山、大山、十和田の順番で行われた。表-1のとおり、実地調査は衛生局保健課の職員10数名が担当した。

なお、実地調査に従事する職員は、国立公園法第11条に基づく行為として、必要に応じて他人の土地へ入り、目標の設置や障害物を除却することができ、国立公園法施行規則第24条にはこれらの権能をもつ職員であることを示す証票の携帯が定められており、実地調査には内務省発行の調査員証〔補注1〕を携帯した。

各候補地の実地調査概要は、調査を担当した職員が「國立公園」誌に掲載している^{11)~26)}。表-1はその記述を基に作成したが、表-1で各候補地の調査日数を見ると、面積の小さい候補地で約1カ月、面積が広い候補地は2カ月を超える日数となっている。

面積が広大な日本アルプス候補地の実地調査は2回に分けて実施し、大雪山候補地は北部(石狩國管内)と南部(十勝國管内)との2班に分けて行った。また、内陸山岳地と熊野海岸で形成する吉野熊野候補地は、調査者を内陸山岳地と熊野海岸とに分けている。海と島とを主に、海上公園として広域な海面を区域にした瀬戸内海候補地も2班に分けての調査だった。

各候補地の調査概要によると、実地調査では地元道 県、町村、国有林当局(営林局、営林署)、帝室林野局 などの関係者による案内と現地説明を受け、区域設定 標準と境界線設置標準に従って詳細な調査を行ってい る。調査概要の記述から区域設定調査の苦心や、地域 とのかかわりの一端が読めるので、特徴的な候補地に ついて述べてみたい。

例えば、瀬戸内海候補地の区域設定調査で最も考慮したのが、地域の産業である石材採掘加工業との関係で、石材採掘が自然の地貌を破壊するため風致との両立が困難なため、島々の区域を定めるのが難しかったとしている¹⁸。瀬戸内海沿岸や島々には、良質な花崗岩の産出地が所々に存在した。

実地調査を2回に分けて行った日本アルプス候補地は、1回目が昭和8年6月16日から7月18日まで33日にわたり、白馬岳、後立山連峰、常念岳、上高地など東部一帯を調査し¹⁹⁾²⁰⁾、2回目は8月2日から9月12日までの42日間、立山、黒部川、薬師岳、笠ヶ岳、乗鞍岳など西部一帯を調べた²¹⁾。2回の調査で合計80日近くをかけ、調査を担当した千家哲麿と池ノ上容の2名は全域を踏査した。池ノ上の調査紀行によると1回目の調査は新潟県側から入り¹⁹⁾、2回目の調査は日本アルプス西部の全貌を明確に把握することができたと述べている。渓谷と森林が見事とされ、区域に入れることを想定していた双六谷の調査では、大阪営林局が本格的な伐採施業着手のために、既に軌道の建設で森林の伐開が行われて破壊されていることを確認している²¹⁾。

昭和40年代中頃、当時の調査のことを池ノ上さんにお聞きする機会があったが、実地調査は5万分の1地形図を持って行い、地形図に記載があった登山道はほとんど踏査したと伺ったので、綿密で徹底的な踏査が行われた。80日近くも北アルプスの山を歩き回った調査に感嘆する。

北海道の阿寒候補地と大雪山候補地の2箇所の実地調査は、黒田新平と石原耕作の2名が、昭和8年6月16日から9月18日まで約90日間を連続して行っており²²⁾、一夏をかけての調査だった。阿寒候補地が6月16日~7月30日、大雪山候補地の現地は7月31日~9月11日で、その後北海道庁との打合せを行い9月18

日に帰京した。大雪山候補地の方は、黒田と石原の他に渡部紫朗が加わった。大雪山候補地は面積が広大なため調査は2班に分け、1班は石原耕作に道庁職員と旭川営林署職員が同行して3名で層雲峡、旭岳など石狩國管内を担当し、2班は黒田新平と渡部紫朗に道庁職員が同行して十勝岳、然別湖など十勝國管内を担当した。

黒田によると大雪山候補地の実地調査では、田村剛が8月25日から1週間の日程で層雲峡、黒岳、十勝岳、然別湖、糠平温泉を踏査している²²⁾。田村剛は、8月22日に東京を出発して25日に現地に入り、1週間という短い期日で駈足的ながら大雪山全域の把握に努めた。この背景として思うのは、大正10年(1921年)に内務省衛生局で田村を中心に16箇所の国立公園候補の場所を選んだとき、田村の手に大雪山地域の情報がなかったため、候補に挙げることができず、その後追加した経緯があり、田村は大雪山候補地全体を把握する必要を考えたのではないかと思われる。

また、内務省が当初考えた内陸山岳地の「大台ヶ原 山を中心とする国立公園」が、熊野海岸と一体とする 候補地へと大きく変更された吉野熊野候補地の状況を みたい。吉野熊野候補地は、吉野林業の中心地で山林 所有者の指定反対運動があり、内陸山岳地と熊野海岸 を繋ぐ北山川には水力発電計画があるなど、候補地が 決まる過程で紆余曲折があった。実地調査は、昭和8 年4月4日から5月26日までの53日間をかけて実施さ れた。調査を担当したのは、小坂立夫と千家啠麿の2 名で、途中で田村剛が4月11日~19日の日程で現地 へ赴き、12日から17日までの6日間、調査の指導に 当たった。候補地選定で種々問題があった候補地のた め、田村自身が調査をしておく必要を考えたと思われ る。実地調査は小坂が大峯山、大台ヶ原山、吉野山を 主とする山岳地域を担当し16、千家が熊野海岸一帯 と北山川・熊野川沿岸を担当した17)。

千家が「國立公園」誌へ載せた調査状況によると、 熊野海岸の調査は4月18日から区域を予定していた 西端の潮岬から東へと進めた。千家は『この調査で第 一に感じたことは私自身の同海岸に対する認識が全く 誤っていた事だった』、『熊野海岸は局部的には傑出せ る風景があるとしても、それらを結ぶ海岸は単調であ ると思った。然しそれは大なる誤りだった。西は潮ノ 岬より東鬼ヶ城に到る間の海岸に何處に平凡な景色が 存在してゐ様か、とうとう私には夫が発見出來なかっ た』と記述している¹⁷⁾。千家は、和歌山県の潮岬か ら三重県の鬼ヶ城までの十数里の海岸線踏査で、種々 の型の海岸風景が連続していることを発見し、唯一の 外海に面した候補地として国立公園に相応しい海岸風 景が存在することを確認した。

実地調査が、地元民への国立公園の啓発の機会に なった事例を阿蘇候補地に見ることができる。阿蘇候 補地は、国立公園運動に大きな功績を残した松村辰喜 が、熱心に取り組んだ候補地である。実地調査は、昭 和8年7月24日から9月下旬までの2カ月間である。 阿蘇候補地は、外輪山中側を含む広大な範囲で、放牧 地や採草地などの畜産業に利用されている土地を広く 含んでいる。そのため、畜産業者が国立公園に指定さ れると放牧、採草ができなくなるのではないかと憂慮 していた。実地調査は、石井勇、稲垣龍一、戸坂修の 3名が派遣された。戸坂の実地調査後記には、阿蘇に 牛馬がいなければ殺風景で親しみがなくなるため、放 牧はむしろ歓迎することであると説明して地元民の理 解を受けることができたとしている²⁴⁾。国立公園は 原始的自然風景ばかりでなく、人為的に成立し継続的 に管理されている地域特有の風景をも国立公園に指定 する考えが内務省にあった。畜産業を営む地元民が、 内務省職員から草原、放牧の風景も歓迎すると聞き、 阿蘇国立公園の理解をしたように思う。実地調査は、 地元民が国立公園の理解を高める重要な調査だったと 云えよう。

実地調査の最後は十和田候補地である。昭和8年10月17日から11月下旬にかけての約1カ月間、既に雪が降りはじめ、調査に当たった片岡俊一によると、調査中に4回降雪に見舞われ、雨天の日もあって天候に恵まれず苦労した²⁶⁾。十和田候補地は、農林省の三本木原国営開墾計画との関係が難問題であり、実地調査が遅くなった。

丸1年を費やして行われた実地調査を担当した職員を表-1で確認すると、藤原孝夫保健課長をはじめ、田村剛、小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿、石井勇、稲垣龍一、池ノ上容、森蘊、石原耕作、渡部紫朗、黒田新平、戸坂修、菅沼辰太郎、片岡俊一、高橋進、小林義秀の17名を数える。衛生局保健課は、国立公園業務のために十数名も採用していたことになるが、中でも黒田、小坂、加藤、千家、戸坂らは4~5候補地の実地調査を行っており、中心的役割を担っていた。

実地調査が開始された時点では、全員が「嘱託」または「雇」で身分的に恵まれていたとは云えなかったが、実地調査が進められていた昭和8年5月18日に、衛生局に国立公園事務に従事する職員として技師専任2名、属と技手合わせて専任5名、合計7名の定員が正式に認められ〔補注2〕、田村剛嘱託が技師に、小坂立夫嘱託と加藤誠平嘱託の2名が技手に任じられて身分の充実が図られた⁶。

3. 国立公園委員会による第1次指定の決定

1) 第3回国立公園委員会で雲仙、霧島、瀬戸内海 の3国立公園の区域決定諮問

12箇所の候補地は、区域を定める実地調査が終ると区域案が作成され、内務省は関係各省との協議が整った候補地から、逐次国立公園委員会へ区域決定の諮問を行った。国立公園委員会から区域決定の答申が行われれば、国立公園法第1条に基づく内務大臣による指定告示となるので、国立公園委員会の区域決定審議は極めて重要である。

そこで本論では、国立公園委員会でどのような審議が 行われたか、特別委員会を含めて手順をふんで審議状 況を確認し、区域決定までの経緯を押さえておきたい。

内務省は昭和8年(1933年)11月30日に第3回国立 公園委員会を開催し、事務的に準備が整った雲仙、霧 島、瀬戸内海の3国立公園の区域決定に関する諮問を 行った²⁷⁾。

国立公園委員会に諮問された議案は、「議案第一號 雲仙國立公園ノ區域決定ノ件」、「議案第二號 霧嶋國 立公園ノ區域決定ノ件」、「議案第三號 瀬戸内海國立 公園ノ區域決定ノ件」となっている。

この第3回国立公園委員会は、開催直前の10月27日に「国立公園の選定に関する特別委員会」委員長を務め、候補地決定に多大な尽力をした藤村義朗委員(貴族院議員、男爵)が薨去されていて、議長を務める会長の山本達雄内務大臣が急用で欠席したため、代理に潮惠之輔内務次官〔補注3〕が議長に就いて、会長に代わって哀悼の言葉を述べて始まった。委員総数は藤村委員の薨去で41名になっていて、出席者34名、欠席者7名だった。

区域決定審議に当たり、内務省は国立公園区域を定める方針として、「国立公園区域決定ノ標準」と「国立公園境界線設置標準」を示した。「国立公園区域決定ノ標準」は9項目あるが、国立公園委員会議事録で確認すると大島辰次郎衛生局長の説明は、幾つかの項目をまとめていて5項目で説明をしている。この区域決定の標準で、12国立公園の区域が審議されることになったが、委員へ周知した説明は議事録では次のとおりである。

『國立公園ノ箇所選定ノ基礎トナリマシタ風景型式 ヲ構成スル區域ヲ以テ大體ノ區域ト定メ、更二次二述 ベマス様ナ五ツノ事項ヲ參酌致シタノデアリマス、五 ツノ事柄ト申シマスノハ

第一 自然的風景ノ破壊セラレタルモノハ區域ヨリ 除外スルコト、但シ復原ノ見込アルモノハ區 域ニ包含セシムルコト 第二 選定ノ基礎トナリタル風景型式ヲ構成セザル モノト雖モ風致上關聯アル優秀ナル風景要素 ハ包含セシムルコト

第三 産業其ノ他ト牴触多キモノハ成ルベク區域ヨ リ除外スルモ國立公園ノ風致維持上特ニ必要 ナルモノハ區域ニ包含セシムルコト

第四 私有地及宅地、田畑等私人ノ獨占的使用ニ属 スルモノハ成ルベク區域ヨリ除外スルコト

第五 選定ノ基礎トナリタル風景型式ヲ構成セザル モノト雖モ國立公園ノ利用上特ニ必要ナル區 域ハ包含セシムルコト

以上ノ如キ區域決定方針ニ準據スルコト』

また、区域境界線は「国立公園境界線設置標準」に 基づき、成るべく山稜、河川など顕著な地形、県界・ 町村界などの行政界、国有・県有などの土地所有界な どを用い、これらによることができない場合に限り、 道路・水路など顕著な工作物、国有林や御料林の事業 区界や林班界、見通線、地目や地番界などを用いると 説明した。

国立公園委員会へ諮問した、雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の議案説明は、3国立公園を一括して大 島衛生局長(委員)と田村内務技師(委員、昭和8年7月 内務技師)によって行われた。

国立公園区域の概略を知るうえで諮問された区域に ふれておきたい。

雲仙国立公園の区域は、雲仙火山群の領域で、主峰 普賢岳(1360m)、国見岳(1341m)、妙味岳(1334m)、 眉山(819m)などで構成する大台地、長崎県立雲仙公 園が中心にある。南西隅の諏訪池は唯一の水面として 区域に入れた。面積は約1万3千町歩(約13,000ha)で ある。

霧島国立公園(図-1)の区域は、霧島火山群全彙を 包括し、霊峰高千穂峰(1574m)をはじめ、韓国岳 (1700m)、新燃岳(1421m)、甑岳(1301m)などの秀

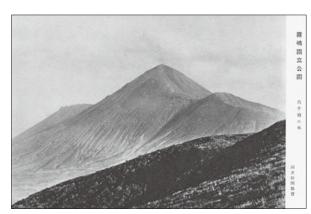


図-1 霧島国立公園、高千穂の峯 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

麗な山峰、大浪池、御池、大幡池など多数の火口湖を 擁する一帯とする。霧島神宮も区域内である。面積は 約2万1千町歩(約21,000ha)。区域北西の飯盛山一帯 は、国有林で地形は霧島火山を構成するが、陸軍演習 場として将来にわたり使用されるため、陸軍省との協 議で区域を除外した。

瀬戸内海国立公園の区域は、海上公園を想定して海と島で構成する。区域は多島海の風景型式を構成する 備讃瀬戸一帯で、海面は児島湾を除き、東側は小豆島 の金ヶ崎と岡山県稲鼻及び小豆島の大角鼻と香川県馬 ノ鼻を結ぶ線、西側は香川県三崎半島先端の三崎と広 島県阿伏兎崎を結ぶ線で海を限り、それ以外は海岸線 を結んで一体の海面を区域とする。島と沿岸陸地は、 風致維持と利用上特に必要な箇所及び多島海風景の展 望適地のみを区域とし、産業(石材業)との抵触が少ない い箇所に限っている。

この説明から区域決定に当たり、明らかにされた幾つかの重要なことが指摘できる。

一つは、霧島国立公園の区域設定で、公園区域北西部の飯盛山一帯は、国有林で地形的には候補地選定の基礎になった、霧島火山の風景型式を構成しており、内務省は区域に入れたかったが、陸軍吉松演習場という歩兵の演習場があり、将来にわたり演習場として利用されるため、陸軍省から除外希望があり区域に入れることができなかった。内務省と陸軍省の協議で、軍の演習場は国立公園区域に入れないという基本ができたと云える。

もう一つは、瀬戸内海国立公園の区域設定に当たり、沿岸陸地は風致維持と利用上特に必要な箇所や、 多島海の展望地のみを区域に入れたとしており、海の 風景として一体をなす沿岸部を広く区域とせず、極め て限定的に小面積を飛び飛びに区域とする形式を採用 したことである。

審議では、村上龍太郎委員(農林省山林局長)が、3 国立公園に関係する国有林の扱い、民有林の区域編入 は所有者が異議ない場合限りとする、雲仙と霧島の溜 池計画、瀬戸内海の島々で行われている石材産業に対 する国立公園側の善処などを希望し、清水順治委員 (逓信省電気局長)が雲仙と霧島の発電所と水利許可が 出ているがまだ建設していない発電所に対し、国立公 園側が制限を加えないよう希望した。両委員の発言内 容は所管行政の権益主張で、国立公園の大所高所に立 つ内容ではなく、候補地選定の際も同様の発言を行っ ている。この希望に対して大島衛生局長は、国有林の 扱いは希望を尊重する、民有林の区域編入はその方向 で行っていることを答弁し、雲仙と霧島の溜池計画は 国立公園の風致、公園利用との関係からできれば実現 を避けたいとした。

村上、清水の両委員の意見に対し、岡部長景委員 (貴族院議員、子爵)は、所管行政の意見としてもっと もだが、国立公園法制定の精神を考えれば、各省の権 利の制限、既定計画をある程度制限するのが国立公園 法の目的のように思われるので、国立公園法の根本的 精神を十分検討して、内務省衛生局の希望に沿うよう に協議願いたいと苦言を呈した。林業や水力発電事業 との抵触は、国立公園指定における最大の難題で、内 務省が関係各省との協議に苦慮しており、国立公園委 員会委員には、国立公園法制定の意義を各省が理解す べきだという意見の委員がいたのである。

こうした審議の後、金杉英五郎委員(医学者〈東京慈恵会医科大学初代学長〉)から3国立公園の区域は広範かつ複雑なため、特別委員会を設けて専門的審議を行う必要があり、特別委員会設置と委員指名は会長一任の動議が出された。この動議に根津嘉一郎委員(事業家〈東武鉄道社長〉)が賛成意見を述べ、特別委員会へ付託が決定した。

指名された特別委員は、三矢宮松(帝室林野局長官)、村上龍太郎(農林省山林局長)、山岡重厚(陸軍省軍務局長)、太田嘉太郎(大蔵省営繕管財局理事)、細川護立(貴族院議員、侯爵)、岡部長景(貴族院議員、子爵)、脇水鐵五郎(東京帝国大学名誉教授)、本多静六(東京帝国大学名誉教授)、三好學(東京帝国大学名誉教授)、田村剛(内務省技師)、大島辰次郎(内務省衛生局長)の11名である。田村委員は内務省衛生局の職員なので、行政職員委員の方へ入れ、行政職員委員6名、学識者委員5名の構成である。

なお、12箇所の候補地に対する区域決定は、3回に 分けて諮問が行われており、その都度専門的に区域を 審議する特別委員会が設けられている。特別委員会の 設置状況を表-2にした。

雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域決定 に関する特別委員会

第3回国立公園委員会(昭和8年11月30日開催)で設置された特別委員会は、早々に12月4日、8日、11日の3回にわたり雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域を審議した。3回とも特別委員全員が出席した。1回目の審議で委員長に細川護立委員を選出し、3国立公園を全般的に審議、2回目は雲仙、霧島の区域審議、3回目は瀬戸内海の区域審議を行い、3国立公園の区域を原案どおり可決した²⁸⁾。細川特別委員長が第4回国立公園委員会(昭和8年12月19日開催)で報告している²⁹⁾。第2回特別委員会の概要³⁰⁾と細川特別委員長の報告から特別委員会の審議状況を見てみたい。

国立公園委員会	第3回 昭和8年11月30日 第4回 昭和8年12月19日		第5回 昭和 9 年 8 月 9 日 第6回 昭和 9 年 9 月10日				第7回 昭和10年12月11日 第8回 昭和11年1月15日					
国立公園安貝云	阿寒	雲仙	瀬戸 内海	阿寒	大雪山	日光	日本 アルプス	阿寒	十和田	富士	吉野 熊野	大山
細川護立 (貴族院議員・侯爵)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三矢宮松 (帝室林野局長官)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村上龍太郎 (農林省山林局長)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡部長景 (貴族院議員・子爵)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脇水鉄五郎 (東京帝国大学名誉教授)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本多静六 (東京帝国大学名誉教授)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三好 學 (東京帝国大学名誉教授)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田村 剛 (内務省内務技師)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大島辰次郎 (内務省衛生局長)	0	0	0	0	0	0	0	0				
太田嘉太郎 (大蔵省営繕管財局理事)	0	0	0									
山岡重厚 (陸軍省軍務局長)	0	0	0									
広瀬久忠 (内務省土木局長)				0	0	0	0	0	0	0	0	0
清水順治 (逓信省電気局長)				0	0	0	0	0	0	0	0	0
田 誠 (鉄道省国際観光局長)									0	0	0	0
今井 清 (陸軍省軍務局長)									0	0	0	0
岡田文秀 (内務省衛生局長)									0	0	0	0

表-2 国立公園委員会に於ける国立公園区域決定の特別委員

凡例:◎特別委員長、○特別委員

雲仙国立公園(図-2)の区域に関する審議では、内 務省案に入っていない地域に対する質疑応答が行われ た。委員から島原湾の九十九島、秩父ヶ浦、橘湾側小 浜町の東部地域、天草島などが区域に入っていない理 由の質問があり、内務省から説明が行われた。それに よると九十九島、秩父ヶ浦は雲仙の山とは風景上の連 絡がなく風致も破壊されている、小浜町東部地域も自 然の風致が残っていない、天草島は雲仙とは別の風景 であると説明し、要するに風景型式の構成との関係 と、優れた自然の風景ではないことを理由にしてい

この他、雲仙に溜池計画があることを懸念する意見 が出たが、この問題は第3回国立公園委員会で村上委

員(農林省山林局長)が発言しており、内務省と農林省 が協議して適切な措置をとる説明が行われている。な お、区域内に要塞地帯の有無に関する質疑があり、山 岡重厚委員(陸軍省軍務局長)の説明で雲仙には存在し ないことを確認した。こうした審議の後、雲仙の区域 は原案どおりとした。

霧島国立公園の区域審議では、区域北西部にある吉 松陸軍演習場のために区域が狭められたこと、農林省 所管の鹿児島種馬所用地の区域除外、区域東部の御池 に堰堤を築き水位を上げ、開墾計画への利用と風致と の調和問題が討議された。この諸点は第3回国立公園 委員会で内務省が明らかにした問題であり、吉松の国 有林と陸軍演習場は陸軍省の除外希望が強いこと、鹿

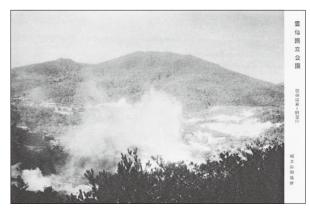


図-2 雲仙国立公園、雲仙温泉と絹笠山 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(岡田紅陽)

児島種馬所用地は区域へ入れたいが、農林省との協議が整わないことが説明された。特別委員会は、陸軍省、農林省、内務省の関係省間で適切な措置をとるよう希望意見を添え、区域は原案どおりとした。

瀬戸内海国立公園(図-3)の区域に関しては、厳島、芸予諸島一帯が区域に入らないことへの質問、小豆島や沿岸陸地は区域を広くし、隣接地の風致が壊されないようにする必要性などが討議された。芸予諸島一帯は、軍事産業との関係があり区域編入が困難であり、小豆島と沿岸陸地は、風致維持と利用上特に必要な箇所及び多島海の展望地として傑出した箇所のみを区域に入れていることが、内務省の区域設定方針として説明された。沿岸陸地の区域を広くする意見は、隣接地に広告看板が掲出されて、風致が破壊されるという指摘で、内務省が研究して適切な方法をとるように特別委員会の希望が付けられたが、区域は原案どおりとした

特別委員会は、国立公園委員会から付託された雲 仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域を原案どおり に決定した。

なお、特別委員会では、本多委員が九州にある3箇所の候補地で阿蘇だけが諮問されていないことを取り上げ、12国立公園を同時に指定するこができないかと希望意見を述べた。内務省も同時の指定は望ましいとしつつも、指定が前後するのは事務上の問題であり、国立公園の順位ではないことを周知する約束をして、本多委員の納得を得た300。

3) 第4回国立公園委員会で雲仙、霧島、瀬戸内海 の3国立公園の区域決定

第4回国立公園委員会が昭和8年12月19日に開催された。出席委員24名、欠席委員17名だった²⁹⁾。会長の山本達雄内務大臣は閣議があり欠席したため、議長は会長代理の潮惠之輔内務次官が務めた。



図-3 瀬戸内海国立公園、下津井よりの展望國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

既に特別委員長から審議結果が国立公園委員会へ提出されていて、議事の最初に細川護立特別委員長から、審議経過とともに雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域は原案どおりに決定したことが報告された。

特別委員長の報告を受けた審議で、下村宏委員(大阪朝日新聞副社長)から『特別委員會に於テ慎重ニ御審議ニナッタコトデアリマスカラ、是ハ只今ノ特別委員長ノ報告通リ可決アラムコトヲ望ミマス』と発言があり、続いて大橋新太郎委員(実業家〈博文館創業者〉)が『特別委員會ノ御意見ニ賛成致シマス』と意見を述べた。2名の賛成発言を受け、議長は区域決定を行って良いかを諮り、全員一致で内務省原案どおりに雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域が可決され、国立公園の誕生が決まった。

第4回国立公園委員会は、開会時刻が10時25分、 審議内容は特別委員会の区域審議結果の報告と、報告 を全委員が賛成するだけの時間だったこともあり、終 了時刻は10時40分、僅か15分の審議だった。

雲仙国立公園、霧島国立公園、瀬戸内海国立公園 は、昭和9年(1934年)3月16日に我が国最初の国立公 園として指定告示が行われた。

4. 国立公園委員会による第2次指定の決定

1) 第5回国立公園委員会で阿寒、大雪山、日光、日本 アルプス、阿蘇の5国立公園の区域決定諮問

第4回国立公園委員会(昭和8年12月19日開催)から8カ月後、昭和9年(1934年)8月9日の第5回国立公園委員会で阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇の5国立公園の区域決定が諮問された。出席委員32名、欠席委員9名である³¹⁾。

議事日程は、「議案第一號 阿寒國立公園ノ區域決 定ノ件」、「議案第二號 大雪山國立公園ノ區域決定ノ 件」、「議案第三號 日光國立公園ノ區域決定ノ件」、 「議案第四號 日本アルプス國立公園ノ區域決定ノ件」、「議案第五號 阿蘇國立公園ノ區域決定及一部計画決定ノ件」の5議案である。阿蘇国立公園は、区域決定の他に公園計画の一部を決定する議案が加わっていた。

議長を務める国立公園委員会会長は、前回までの山 本達雄内務大臣が退任して後藤文夫内務大臣に代わっ た。後藤会長(内務大臣)は、開会に当たり『今日内外 多事デ、國ヲ擧ゲテ非常ナ努力ヲ致サナケレバナラヌ 秋デアリマス、此ノ際ニ國民ノ心身ヲ健全ニスルト云 フ問題モ最モ重要ナーツノ事柄デアルト考へマシテ、 國立公園ニ關スル仕事ハ斯ウ云フ點カラ觀マシテモ、 今後一層力ヲ致サナケレバナラヌコトノヤウニ考ヘラ ルルノデアリマス』と述べ、国立公園は国民の心身を 鍛える場としての役割をもつと述べ、国立公園指定に 力を入れる必要があると挨拶した。第1回国立公園委 員会(昭和6年11月24日開催)の開会に当たり、当時 の会長だった安達謙藏内務大臣(会長)は、挨拶で『國 立公園ハ國民ノ保健、休養、教化上乃至外客ノ誘致上 重要ナル施設』と述べており、国立公園を国民の心身 を鍛える場という強調はなかった。その後、昭和6年 (1931年)満州事変、昭和7年(1932年)上海事変、昭 和8年(1933年)国際連盟脱退と次第に日本を取り巻 く社会情勢が厳しくなっていて、国立公園の役割に変 化をもたらしつつあることを思わせる山本内務大臣の 挨拶である。

審議では、5国立公園の区域を一括して大島衛生局 長(委員)と田村内務技師(委員)が説明した。2人の説 明を基に概要を述べておきたい。

阿寒国立公園(図-4)の区域は、阿寒湖の陥没地形、 屈斜路湖の陥没地形、摩周湖の陥没地形など雄大な火 山陥没地形で構成され、面積は約8万8千町歩(約 87,300ha)である。雄阿寒岳(1371m)、雌阿寒岳

図-4 阿寒国立公園、雌阿寒嶽大觀 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(岡田紅陽)

(1499m)、阿寒富士(1476m)などの火山、特に活火山を含めており、森林は大部分が寒性針葉樹林で、北海道特有の森林風景地である。

大雪山国立公園(図 - 5)の区域は、面積が約23万4 千町歩(約232,100ha)の広大な山岳地で、石狩国と十 勝国にまたがっている。大雪、十勝、然別の三大火山 彙全域と石狩山地の一部を包含する。山岳は旭岳 (2290m)、北鎮岳(2246m)、北海岳(2149m)、十勝 岳(2077m)、美瑛山(2052m)、トムラウシ山(2141m)、 石狩岳(1962m)、音更岳(1932m)などの高山が並ぶ。 層雲峡の北にある屏風岳(1792m)から南は然別湖に 至る地域である。

日光国立公園の区域は、新潟、群馬、栃木、福島の 4県にまたがり、面積は約5万4千町歩(約53,600ha) である。区域は日光火山群と尾瀬火山群で形成された 山岳地帯である。白根山(2578m)、男体山(2484m)、 女峰山(2463m)、燧ヶ岳(2346m)、至仏山(2228m) などの山岳、中禅寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼などの湖沼、 戦場ヶ原、尾瀬ヶ原などの湿原がある。尾瀬沼、尾 瀬ヶ原の一帯は、私有地で水力発電計画があるが、湿 原を中心に原始的景観をなしており、本公園に欠くこ とができないので区域に入れた。

日本アルプス国立公園の区域は、新潟、富山、岐阜、長野の4県にまたがり、面積は約17万1千町歩(約169,600ha)である。区域は立山(3015m)、剱岳(2998m)、白馬岳(2933m)、槍ヶ岳(3180m)、奥穂高岳(3190m)、乗鞍岳(3026m)など3000m級の山が連なる日本北アルプスの連峰全でを包含する山岳地帯である。黒部川、梓川、高瀬川の渓谷、五色ヶ原、弥陀ヶ原など顕著な地形はおおむね区域に入れた。黒部に次ぐ渓谷美をもつ双六谷は、国有林の施業地で既に破壊されており除外した。黒部峡谷は、水力発電計画の問題があるが、本公園の核心に当たる貴重な風景地のため区域に入れた。



図-5 大雪山国立公園、高根ヶ原よりの大雪山大觀 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(岡田紅陽)



図-6 阿蘇国立公園、中岳噴火口 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(小西白堂)

阿蘇国立公園(図-6)の区域は、熊本県と大分県にまたがり、面積は約6万8千町歩(約67,500ha)である。区域は阿蘇五岳を中心とする阿蘇火山彙と、これに連なる久住山彙の一帯である。阿蘇の雄大な外輪山に囲まれた火口原である阿蘇盆地は、候補地選定では区域に入れてなかったが、阿蘇の風景の一部を構成しており、風致維持上重要なため区域に入れ、北西部の菊池水源の景勝地も区域に入れた。久住山一帯も候補地選定時には区域に入っていなかったが、阿蘇と風致上密接に関連しており区域に包含した。

公園計画の一部決定の諮問は、阿蘇盆地にある多数の村落、農業や牧畜業など産業との関係を考慮し、これらの該当地を「国立公園法施行規則第21条の2」の「制限緩和地区」〔補注4〕とする案である。

候補地選定の段階から日光国立公園の尾瀬沼、尾瀬ヶ原、日本アルプス国立公園の黒部峡谷の水力発電計画との関係は、厳しい審議が行われてきたが、内務省は尾瀬沼と尾瀬ヶ原は日光国立公園には外せないと判断し、黒部峡谷も日本アルプス国立公園の核心風景地として区域を外すことができないとした。内務省は解決策を持っていたわけではないが、水力発電事業と風致保護との調和については研究を行うと説明した。

5国立公園の区域には、地元から区域編入、区域削除の希望が内務省に寄せられていた。内務省は、雲仙、霧島、瀬戸内海の区域諮問では、地元からの編入希望に触れなかったが、第2次の諮問では地元の希望が説明された。地元の編入希望に対する内務省の判断を見ておきたい。

阿寒国立公園では、阿寒湖の北北西にあるチミケップ湖一帯の編入希望があった。内務省は、阿寒からかなり離れていて、阿寒一帯と風景に関連が認められないと判断した。チミケップ湖は、約1万年前に地殻変動で崖崩れが発生してできた、面積1.05kmの堰止湖である。

大雪山国立公園は、区域拡張や編入希望は出ていなかった。

日光国立公園には、新潟県側から平ヶ岳、荒沢岳、 駒ヶ岳、中ノ岳など只見川上流地域と銀山平、福島県 は会津地方の中門岳、群馬県では三国峠、武尊山、迦 葉山、赤城山など、栃木県は塩原、高原山、那須温 泉、那須岳などの編入希望があった。内務省は、只見 川上流の山岳は今回の区域の利用と関係がないこと、 他の地域も日光から離れており風景に関連がないこ と、利用上密接な風景地ではないとして区域編入しな かった。なお、菅沼、丸沼、大尻沼一帯の除外希望が 水力発電事業の企業から出されていた。内務省は菅 沼、丸沼、大尻沼の地域は、金精峠を越えて栃木県と 群馬県とを結ぶ幹線道路予定地であり、国立公園に入 れる必要があると判断し、最小限を区域に入れた。ま た、尾瀬沼、尾瀬ヶ原も東京電燈(株)の水力発電計画 地として区域除外の希望があったが、大島衛生局長が 湿原を中心とする原始的景観は、本公園に欠くことが できないと判断していることを区域説明で述べた。な お、田村内務技師は菅沼、丸沼、尾瀬ヶ原、尾瀬沼は 地元からは区域に入れる希望が出ていると説明した。

日本アルプス国立公園では、岐阜県の大尾根地域、 新潟県の妙高山一帯の編入希望があった。内務省の判 断は、大尾根地域は景観が平凡で日本アルプスと利用 上関係がない、妙高山一帯は日本アルプスから離れて いて別の風景地であり区域へ入れなかった。

阿蘇国立公園に関しては、宮崎県の五ヶ瀬川上流、 蘇陽峡、高千穂峡一帯、大分県の日田盆地、耶馬渓、 福岡県の英彦山、求菩堤山などの編入希望があった。 内務省はいずれも阿蘇から離れていて別の風景地と判 断し、区域編入をしなかった。

田村内務技師(委員)の説明で、内務省へ多くの編入 希望があったことが分かる。しかし、内務省はいずれ も設定した区域から離れていて、利用上も関連しない と判断した。

国立公園委員による審議では、柳澤保惠委員(伯爵) が阿寨湖畔の私有地で、湖面を利用した産業開発が行 われる懸念を質問し、内務省(大島衛生局長)は私有地 での産業開発は全く支障がないとは言えないが、国立 公園と両立の可能性があると判断していると回答し た。

岡部長景委員(貴族院議員)からは2点の強い希望意見が出された。一つは国立公園が国民の心身鍛錬の場として、極めて重要な場所であることを十分に考慮して産業開発を行うこと、もう一つは国立公園の名称は「日本アルプス」という西洋的名称ではなく、日本に即した名称を付けるよう研究してもらいたいという内

容だった。「日本アルプス」の名称は、この後特別委員会、第6回国立公園委員会で討議が行われ、指定では「中部山岳」になった。

こうした審議を経て、岡實委員(大阪毎日新聞副社 長)が特別委員会設置と特別委員指名は会長一任の動 議を出し、根津嘉一郎委員(実業家)が動議に賛成し、 全会一致で専門的視点での区域審議は特別委員会へ付 託となった。

会長指名の特別委員は、細川護立(貴族院議員、侯爵)、三矢宮松(帝室林野局長官)、村上龍太郎(農林省山林局長)、広瀬久忠(内務省土木局長)、清水順治(逓信省電気局長)、岡部長景(貴族院議員、子爵)、脇水鐵五郎(東京帝国大学名誉教授)、本多静六(東京帝国大学名誉教授)、三好學(東京帝国大学名誉教授)、田村剛(内務省技師)、大島辰次郎(内務省衛生局長)の11名である。特別委員は雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園のときとほとんど同じだが、今回は陸軍演習場関係がないので陸軍省の委員は入らず、水力発電計画との関係で清水順治委員(逓信省電気局長)が入った。委員構成は行政職員委員が6名、学識者委員5名である。

2) 阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇の5国 立公園の区域決定に関する特別委員会

第5回国立公園委員会(昭和9年8月9日開催)で設置された特別委員会は、第1回を翌日8月10日に行い、続けて14日、15日、23日と短期間に4回開催して集中的に区域審議を行った。特別委員長には細川護立委員が選任された。

特別委員会の審議状況は、細川特別委員長から第6回国立公園委員会で報告された。それによると、5国立公園のうち、阿寒国立公園に関しては、阿寒湖の北にある阿幌岳(978m)が区域に入った理由と、弟子屈の美羅尾山(554m)が区域に入らない理由などの質疑が行われた。内務省からは阿幌岳は登山対象の山岳として、また阿寒湖への北側入口として重要なため区域に入れ、美羅尾山は里に近く、森林が伐採されていて風致維持が困難なため除外したことが説明された。農林省の村上委員(農林省山林局長)からは、摩周湖、屈斜路湖、阿寒湖などで漁業権をもつ沿岸漁民に支障が出ないよう希望意見が述べられたが、区域は原案どおりとした。

大雪山国立公園の区域は、問題になる意見は無く原 案どおりとした。

日光国立公園(図-7)の区域審議では、尾瀬ヶ原の 水力発電計画に議論が集中した。議論は2つの視点で 行われた。一つは、尾瀬ヶ原は学術上稀有な湿原植物

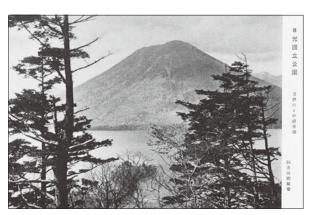


図-7 日光国立公園、男體山と中禪寺湖國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

が生育していると同時に、1千町歩にわたる湿原植物 群落が極めて特殊であり、風景上も湿原に無数の池沼 が存在し、周囲の森林は原始的で他には見られない景 観を呈している。我が国の代表的な湿原と原始的な景 観をそのまま保存したいという視点である。もう一つ は、尾瀬ヶ原は発電計画の上で最も優れた地点であ り、この有利な天然資源を開発することは、国家的見 地から重要であるという視点だった。特に、清水委員 (逓信省電気局長)は尾瀬ヶ原の水力発電計画は、電気 事業の最も重要なものであり、実施に当たり風景の調 和に極力努力するのは勿論だが、計画遂行に遺憾が無 いようにしたいと主張した。

清水委員の意見に対し、大島衛生局長(委員)は、水力発電計画を尊重することとし、風景と水力発電事業が両立するよう、計画の実施に際し内務省と逓信省で深甚なる協議を行い善処したいとした。特別委員会は、逓信省電気局長と内務省衛生局長の意見を了解し、区域は原案どおりとすることを決めた。

日本アルプス国立公園の区域に関しては、田村内務技師(委員)が国立公園委員会で区域設定は厳格に行ったと説明しており、特別委員会の議論は黒部渓谷の水力発電計画との関係に集中した。我が国特有の傑出した渓谷風景を保護すべきであるとする意見と、水力発電計画の重要性との2つの意見の議論が行われ、日光国立公園の尾瀬ヶ原と同様に、水力発電計画の実施に際し、内務省衛生局と逓信省電気局が協議調整することで特別委員会は了解し、区域は原案どおりとした。委員からは、黒部渓谷の水力発電は今後十分に調査の上、他にはもう考えられないという場合に着手願いたいと強い希望意見があった。

この他に日本アルプス国立公園は、名称に異論が出た。第5回国立公園委員会で岡部委員が「日本アルプス」という西洋的な名称に異議を述べたが、特別委員会でも質疑が行われた。内務省が「日本アルプス」を

用いた理由と経緯を説明したが、特別委員会は西洋的な名称ではない、日本に即した名称にすべきであるという意見が強かった。内務省も内外に異論があって決めかねていて、衛生局内に事務局を置いている国立公園協会が、前年(昭和8年)11月に、日本アルプスの略々全域を包含するに相応しい国立公園名の懸賞募集を行い³²⁾、昭和9年4月23日の審査会で、「中部山岳国立公園」が当選したので³³⁾、「中部山岳国立公園」という名称を紹介した。特別委員の中には、「中部山岳国立公園」では味が無いという意見もあったが、無難に近いという意見が多かった。しかし、特別委員会では「日本アルプス」を「中部山岳」に変更する決議は行わなかった。

阿蘇国立公園の区域に関しては、耶馬渓の編入が討議された。耶馬渓は阿蘇からはかなり離れているが、日本趣味の豊かな風景地で、集塊岩の岩峰が立つ風景は地学的な風景型式からも我が国の代表的な風景であるから、阿蘇国立公園に入れたいと岡部委員や脇水委員らから強く求められた。

耶馬渓は、地元から編入希望があると、第5回国立 公園委員会(昭和9年8月9日開催)で説明が行われているが、内務省(田村内務技師、委員)は阿蘇から離れており、阿蘇とは別の風景地のため区域編入は困難と説明していた。しかし、特別委員会の討議では、将来内務省で調査を行い、編入してはどうかという意見があり、内務省も委員の熱心な討議なので、調査して編入の必要が認められる場合は、改めて国立公園委員会へ図りたいとしたため、諮問されている区域へは含めないことで意見がまとまり、阿蘇国立公園の区域は原案どおりとした〔補注5〕。

また、阿蘇国立公園は、一部計画決定が諮問されており、その審議が行われた。諮問内容は、阿蘇盆地には多数の集落、農耕地、牧野があるため国立公園指定とともに、「国立公園法施行規則第21条の2」に定める「制限緩和地区」を指定する計画である。阿蘇盆地は、阿蘇の風景を構成して風致維持に重要なため、国立公園区域に入れるが、国立公園法の適用は規制が緩い「制限緩和地区」とする計画が諮問され、諮問どおりに決定した。

特別委員会は、日光国立公園と日本アルプス国立公園の区域審議で、水力発電事業との関係が緊迫した審議になったが、発電計画が具体になった際に、内務省と逓信省で協議を詰めて善処することで纏められており、問題解決は先送りの状態である。

このような審議を経て、特別委員会は阿寒、大雪 山、日光、日本アルプス、阿蘇の5国立公園の区域を 内務省の原案どおりとした。

3) 第6回国立公園委員会で阿寒、大雪山、日光、 日本アルプス、阿蘇の5国立公園の区域決定

特別委員会で5国立公園の区域審議が終了し、その結果を受け第6回国立公園委員会が昭和9年(1934年)9月10日に開催された。欠員委員の補充があり、委員は42名となり、出席委員29名、欠席委員13名だった³⁴⁾。

国立公園委員会では、最初に細川特別委員長が5国 立公園の区域は、いずれも内務省原案どおりに決定し たことを報告した。

この報告を基に審議が行われ、正木直彦委員(東京 美術学校名誉教授)と大橋新太郎委員(実業家)の両委 員が、特別委員会の報告に賛成した上で、正木委員が 日光国立公園尾瀬ヶ原の水力発電計画が今後どのよう になるかを質問し、大橋委員は尾瀬ヶ原の水力発電は 経済問題としても大きな問題であり、国立公園も大事 だが経済問題も良く考慮して決める必要があるという 意見を述べた。正木委員の質問には、細川特別委員長 が、発電計画が具体にならないと不明だが、内務省衛 生局と逓信省電気局の協議で、風景の調和と水力発電 事業の両立を図ると云う精神を、国立公園委員会で決 定しておきたいとした。

この質疑の後、阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇の5国立公園の区域は全員一致で可決され、 指定が決定した。

4) 「日本アルプス国立公園」の公園名称に対する論議

第6回国立公園委員会では、国立公園区域に関連して「日本アルプス国立公園」の公園名称について審議が行われた。

正木委員から『「日本アルプス」ト云フ名稱ハ、當局ニ於テドウ御扱ヒニナリマスカ、矢張リ日本アルプス国立公園ノ名稱ノ儘デ御置キニナル譯デアリマセウカ』と内務省の意向を聞く質問があった。内務省は藤原孝夫保健課長が答弁し、「日本アルプス」という名称は適当ではないと云う意見が、委員からも一般からもあるため、適当な名称があれば換えたいと内務省も考えている。しかし、どういう名称が良いか苦慮しているとし、『國立公園トシテ正式ニ指定ヲ致シマスル場合ニハ、遅クモ其ノ名前ヲ何レカニ決メナケレバナラナイト考へテ居リマスルノデ、其ノ時マデニ熟慮致シマシテ、何カ良イ名前ガ見付カリマスルナラバ代へタイ』と内務省の考えを説明し、特別委員会でも紹介した「中部山岳」は無難ではないかと付け加えた。

根津委員も「アルプス」という名称に疑問をもっていて、「アルプス」と付けた理由を質問した。これには田村内務技師(委員)が回答し、飛騨山脈一帯が欧州

のアルプスに酷似しているため、古くから外国人のウエストンらが「日本アルプス」と云っていることや書物にもなっている、日本の山岳家も「日本アルプス」と呼ぶようになっており、候補地の調査に当たり、広く使われていた名称として仮に採用して今日に至っていると説明した。田村内務技師は説明で「仮」という言葉を使い、決定した名称ではないと云いたかったようである。

田村内務技師の説明後、根津委員は「アルプス」という言葉が相当気になっていたようで、『外國ニ似タ山ガアルカラ、外國ノ「アルプス」ニ能ク似テ居ルカラ「アルプス」ト初メ附ケタ』ということかと念押しをし、その上で『外国ニ似タ山ガ澤山アリマスガ、之カラ又御附ケナサル御意思デアリマスカ』と突っ込み、『日本デサウ云フ外國ノ名稱ハ餘リ感心セヌ』と述べた。田村内務技師は、従来から使い慣れていたため、候補地調査で通俗的な意味で仮に採用したのであって、これからも外国人が付けた名前や外国に関連した名称を、国立公園名に用いる考えは内務省にはないと弁明した。

第5回国立公園委員会(昭和9年8月9日開催)で、岡部長景委員から「日本アルプス」という西洋的名称では困るという発言があり、特別委員会でも問題になった。さらに、第6回国立公園委員会においても、「日本アルプス」の名称は適切ではないと根津委員らから指摘された。そのため、後藤文夫会長(内務大臣)が、「日本アルプス国立公園」の名称は、委員意見を踏まえ、指定までに内務省で研究して決定してもらうことで委員会を纏め、全員の賛同を得た。

阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇の5国立 公園は、昭和9年12月4日に指定告示が行われ、「日 本アルプス国立公園」は「中部山岳国立公園」(図 – 8)の名称で指定された。



図 - 8 中部山岳国立公園、上高地大正池と穂高岳 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

5. 国立公園委員会による第3次指定の決定

1) 第7回国立公園委員会で十和田、富士、吉野熊野、 大山の4国立公園の区域決定諮問

昭和10年(1935年)12月11日に第7回国立公園委員会が開催され、十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の区域決定が内務大臣から諮問された。出席委員は33名、欠席委員が9名である³⁵⁾。国立公園委員会の開催は、前回の昭和9年9月10日から1年3カ月ぶりの開催である。今回の4国立公園は、関係各省協議に時間を要したため、決定していた12箇所の候補地の中で諮問が最後になった。

議事事項は、「議案第一號 十和田國立公園ノ區域 決定ノ件」「議案第二號 富士國立公園ノ區域決定ノ 件」「議案第三號 吉野熊野國立公園ノ區域決定ノ件」 「議案第四號 大山國立公園ノ區域決定ノ件」の4議 案である。

この1年3カ月の間に、国立公園の指定に功労があった大島辰次郎衛生局長が健康をくずして退官し、岡田文秀衛生局長に交代した。4国立公園の区域設定の説明は、岡田衛生局長(委員)と田村内務技師(委員)が行った。説明から4国立公園の概略を述べておきたい。

十和田国立公園の区域は、青森県、秋田県にまたがり、面積は約4万2千6百町歩(約42,300ha)である。区域は、陥没火口湖の十和田湖、十和田湖から流出する奥入瀬渓流、八甲田火山群一帯を包含した。林業、放牧、鉱業などの産業との関係が若干あるが風致維持には支障ない。しかし、十和田湖の水を利用して行う、三本木原国営開墾計画との問題がある。候補地に選定したときより八甲田北麓や、区域西側の櫛ヶ峰(1517m)から白地山(1035m)にかけての国有林が地元利用との関係で大きく縮小された。

富士国立公園の区域は、山梨、静岡、神奈川の3県



図-9 吉野熊野国立公園、瀞八丁 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(岡田紅陽)

にまたがり、面積は約7万4百町歩(約69,800ha)である。区域は、富士山を中心とする一帯の他に、箱根を包含している。箱根は重要な風景地で、飛び地ではあるが富士と箱根は利用上密接に関連しているので取り入れた。富士山地域は富士五湖、青木ヶ原樹海を区域に入れ、三ッ峠山(1786m)、越前岳(1505m)など富士山の展望地も区域に入れた。箱根の区域は、外輪山によって囲まれる地域とした。

吉野熊野国立公園(図-9)の区域は、奈良、三重、和歌山の3県にまたがり、面積は約5万5千3百町歩(約54,800ha)である。区域は内陸山岳地、北山川・熊野川流域、熊野海岸からなり、山岳地は大峯山脈と大台ヶ原山(1695m)を主体とし、熊野海岸は東の鬼ヶ城より西は潮岬に至る外洋に面した海岸風景を包含した。区域の約6割が私有地で、民有林業地が相当含まれている。民有人工林との関係で区域は大きく変更した。山岳地と熊野海岸を繋ぐ区域の北山川には水力発電計画がある。

大山国立公園(図-10)の区域は、鳥取県内の約1万2千6百町歩(約12,500ha)である。区域は中国地方の最高峰大山(1731m)を主として、東の甲ヶ山(1338m)、船上山(705m)、南東の鳥ヶ山(1448m)を入れ、これらの山麓に広がる広大な原野を包含した。

この4国立公園は、それぞれに区域設定の過程で問題を抱えていたため、関係各省協議に時間がかかっていたが、何とか国立公園委員会への諮問にこぎつけた。その中でも特に、十和田国立公園は十和田湖の水を利用する三本木原台地の国営開墾計画との関係、吉野熊野国立公園は民有林業と北山川の発電計画との関係という難題を抱えたままの区域決定諮問になった。

この他区域に関連することとして、地元と関係各省からの編入希望と除外希望、内務省の編入可否の判断を田村内務技師(委員)が説明した。

その説明によると、十和田国立公園では、十和利山

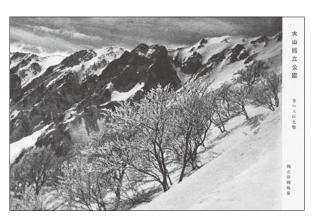


図-10 大山国立公園、冬の大山北壁 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

(990m)に近い青森県と秋田県またがる迷ヶ平の編入希望は景観が劣る上、境界線が決め難く編入しなかったこと、大湯、浅瀬石川一帯、下北半島の佛ヶ浦、八戸の種差海岸、湯瀬温泉、八幡平、田沢湖など各地からの編入希望は十和田とは別の風景地であるとした。

富士国立公園は、地元からの希望に昇仙峡、伊豆半島、久能山、日本平、愛鷹山全体などがあり、富士山から離れた地域は別の風景地のため編入せず、愛鷹山は富士山とは別の風景地だが、一部越前岳(1505m)は富士山の展望地として優れており、また将来富士山の裾を回遊する道路が通り、箱根と連絡できるので、区域設定段階で区域に入れていた。箱根では足柄峠から金時山にかけての一帯、聖岳、白銀山一帯などの編入希望があったが、区域境界を外輪山とする方針のため入れなかった。この他真鶴半島、湯河原の編入希望は別の風景地とした。

一方、区域除外希望では、富士山東麓が陸軍演習場と拡張予定地になっていて、陸軍省の除外希望で候補地選定当時からは大きく縮小した。陸軍省と演習場関係の協議に時間がかかり、富士国立公園は第3次指定の諮問になった。なお、地元から2箇所の区域除外希望が出された。1箇所は東麓の福地村などの部分林で陸軍演習場と重なってもおり除外した。もう1箇所は北麓の鳴沢村など青木ヶ原樹海と大室山一帯の部分林で、この森林は将来風致的にも利用上も重要なため除外しなかった。

吉野熊野国立公園は、吉野林業との関係で区域設定に時間がかかった。吉野林業地は山林所有者の編入反対希望が強く、区域は候補地選定当時から大きく変更になった。候補地選定では、大峯山脈の大天井ヶ岳(1939m)から吉野山まで稜線部が繋がっていたが、稜線部の森林は人工林で林業地のため除外され、吉野山は飛び地になった。他にも吉野川上流、大台ヶ原、大杉谷の一部なども人工林が広く除外された³⁶⁰³⁷⁾。地元から編入希望があった奈良県の玉置山(1067m)は、山頂部がスギ、ヒノキの巨木で覆われ、山頂近くに熊野三山の奥の宮とされる玉置神社がある霊山で、瀞八丁にも近いが編入しなかった。和歌山県の古座峡、三重県の鬼ヶ城から北東へ続く海岸が希望されていたが、海岸区域は熊野海岸を代表する風景地で、利用上重要な地域に限る方針のため編入しなかった。

大山国立公園は、農林省と陸軍省との協議に時間がかかった。大山国立公園は候補地選定のとき、鳥取県と岡山県にまたがる約1万8千町歩を超える候補地として審議されたが³⁸⁾、蒜山山脈北側の国有林が重要な施業林のため農林省山林局から除外要求があり、また南側の原野一帯は、陸軍演習場予定地の関係で陸軍

省から除外希望があったため、岡山県側が全域除外され、区域は鳥取県側だけの約1万2千6百町歩(約12,500ha)になった。

大山国立公園への編入希望では、島根県の島根半島、隠岐諸島、中海と宍道湖一帯があった。島根半島、中海、宍道湖など島根県東部の景勝地は、大山を候補地に選定する審議のときも、委員から大山と宍道湖を一つにすること³⁹⁾や、大山に代えて島根半島、中海、宍道湖をまとめたいなどの意見があったが⁴⁰⁾、大山の風景地域と関係ないという理由で入れなかった。岡山県では蒜山高原南の旭川上流部の編入希望があったが、離れており編入しないと判断された。

4国立公園の区域が一括して説明された後、審議では金杉英五郎委員(医学者)が富士国立公園の名称を問題にした。富士国立公園を富士箱根国立公園としなかった理由を内務省に訊ねた。金杉委員は、箱根は古来国際的にも十分知られており、「吉野熊野」を国立公園名にするなら、富士国立公園は「富士箱根」が良いという意見である。これに対し、岡田衛生局長(委員)は、議案の国立公園名は従来から使用してきた名称をそのまま使い、『名稱ノ最後ノ決定ハ本委員会ニ於キマシテ區域が決定セラレマシタ暁ニ於テ、公式ニ指定ヲ致シマス際ニ決定スル譯デアリマス』と回答したが、箱根の地元からも富士箱根にしてもらいたいという要望があることを付け加えた。

国立公園の名称に関して内務省衛生局は、区域内の名勝で最も代表的なものを用い、簡潔で味のある名称を理想とし、富士国立公園の名称は適切と考えていると述べ、吉野熊野も地理的な二つの名前を重ねた長い名称ではなく、出来れば簡潔な名称が良いと考えていることを説明した。国立公園名は地元から種々希望があることを披露し、阿寒国立公園には屈斜路、摩周を加える希望、大雪山国立公園には十勝岳を加える希望、阿蘇国立公園には久住山を加える希望などがあるが、いずれも名称が長くなり適当ではないと考えていると衛生局の方針を説明した。

公園名は委員の関心が高く、金杉委員の発言の後、 三好學委員が箱根の自然は富士とは違う特色があり知 名度も高く、箱根を富士国立公園とするのは無理があ るとし、また、渡邊銕藏委員は、富士山は日本国民が 尊崇する山、箱根は国民によく知られた地域で、価値 は両者似ており、富士箱根とした方が良いなどの意見 が続いた。

十和田国立公園の区域に関連して、村上委員(農林 省山林局長)の代理で出席した三浦一雄農林書記官が 厳しい発言をし、『從来公園ノ指定ニ付キマシテハ内 務當局ト農林省トノ協議が大體纏リマシタ際ニ指定手 續ヲ御進メ願ツテ居ツタノデアリマスガ、十和田國立 公園ノ候補地ニ付キマシテハ三本木原ノ大規模ノ水利 問題ガアリマスノデ區域指定ニ付キマシテ協議ガ纏リ マセヌ儘デ此ノ本委員會ニ付議セラレタ次第デアリマ ス・・・・・慎重ナル審議ヲ願ヒタイ』と述べた。岡田 衛生局長(委員)も田村内務技師(委員)も区域説明で は、農林省との協議がまだ整っていないことに触れて いなかった。

十和田国立公園の三本木原開墾計画との関係は、十和田を候補地に選定するときから十和田の風景の核心を損壊し、国立公園としての生命を絶つに等しいものであると指摘されていた³⁸⁾。内務省衛生局は、候補地として選定するときから、この問題は農林省と協議を重ねて解決策を見出す努力を行っており、指定とは切り離して今後も慎重に考究し善処したいとしていたので、強いて説明しなかったのかもしれない。

しかし、農林省の委員から協議が整っていない事実が国立公園委員会で発言され、委員に知れたことから、この発言に対する回答として、岡田衛生局長は、『國立公園トシテハ非常二重要ナ結果ヲ來スヤウナ關係モアリマスルノデ、輕々ニ結論ニ迄到達スルコトハ出來ナイ事情ニアツタノデアリマス、本委員會直前迄農林省ト私共トノ間ニ於テ具體的ノ相談ヲ申上ゲテ居ツタ譯デアリマスが、遂ニ結論ニ迄到ラナカッタコトハ甚ダ遺憾デアリマス』と述べ、この後、農林省の開墾計画は十分に尊重し、国立公園指定後も協議を続け、両省間で調和を見出したいと内務省の考えを説明した。委員はこの説明を了解したようで、この問題を追求する発言は無かった。

十和田国立公園の区域決定が諮問されたことから云 えば、農林省は国立公園委員会へ区域を諮問すること には同意していたとことになろう。

また、清水委員(逓信省電気局長)からは、十和田、富士、吉野熊野の区域に関連する問題として水力発電事業の発言があった。十和田、富士、吉野熊野の3国立公園には発電地点が20箇所ほど存在し、他にも水利利用許可が出ている地点が12箇所ある。国立公園指定後も発電事業遂行を認めるように願いたい。吉野熊野の北山川発電計画は、近畿地方の電源として重要で実現したいと強調した。その上で『萬一既許可ノ水力電氣ノ制限ヲ致シマスヤウナ場合ニ於キマシテハ、我々電力需給政策上對策ヲ講ズル必要ガアリマスカラ決定前豫メ御協議ヲ御願ヒシタイ』と発電事業の権利主張を言葉は丁寧だが、少々脅かし的発言を行った。農林省、逓信省とも国立公園指定に対し、委員の前で威嚇を強めた発言だった。

こうした討議の後、下村宏委員(大阪朝日新聞副社

長)から専門的審議を行うべく4議案を特別委員に付託し、特別委員指名と人数は会長一任という動議が出された。委員全員がこの動議に賛成し、会長指名の特別委員会が設けられた。

特別委員は、細川護立(貴族院議員、侯爵)、三矢宮松(帝室林野局長官)、村上龍太郎(農林省山林局長)、広瀬久忠(内務省土木局長)、清水順治(逓信省電気局長)、田誠(鉄道省国際観光局長)、今井清(陸軍省軍務局長)、岡部長景(貴族院議員、子爵)、脇水鐡五郎(東京帝国大学名誉教授)、本多静六(東京帝国大学名誉教授)、三好學(東京帝国大学名誉教授)、田村剛(内務技師)、岡田文秀(内務省衛生局長)の13名で、委員構成は行政職員委員8名、学識者委員5名である。

第1次指定の3国立公園、第2次指定の5国立公園における特別委員は11名だったが、第3次指定の十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の特別委員は13名と委員数が多い。4国立公園は、水力発電事業、国営開墾事業、林業、陸軍演習場との関係など諸問題を抱えるため、特別委員を多くしたように思われる。

2) 十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の 区域決定に関する特別委員会

第7回国立公園委員会(昭和10年12月11日開催)で設置された特別委員会は、委員長に細川護立委員を選任した。特別委員会の審議結果は、細川特別委員長から第8回国立公園委員会へ報告された⁴¹⁾。その報告から特別委員会の審議状況を把握すると、12月14日、20日、23日、27日の4日間、年末に集中して審議を行った。特別委員会では、区域とともに富士国立公園と吉野熊野国立公園の名称を審議した。

審議状況の主な内容を述べておきたい。

十和田国立公園では、懸案の三本木原国営開墾計画と十和田湖の水利用関係に論議が集中した。委員からは三本木原台地が土壌の性質から見て開墾適地か、開墾するとしても十和田湖の水のみではなく、他の渓流や池沼も利用するのはどうか、開墾は水田だけではなく山林畑地も出来るのではないかと、水利用、土地利用の工夫が言及され、突っ込んだ審議を行った。農林省は地形、地質、経済上充分考究して計画しており、東北振興の面から実現を期したいと強く表明し、議論は並行した。結果は内務省衛生局が開墾事業を尊重し、具体的計画案に対して支障なく実現できるよう善処すると説明し委員会は了承した。これにより、十和田国立公園は諮問された区域どおりとした。

富士国立公園の区域は、さまざまな審議があった。 まず、静岡県側の富士山麓にある御料地の一部が宮内 省から支障があると云うことで1,850町歩(約1,850ha) が内務省原案から除外する修正が行われた。委員からは、愛鷹山を入れてはどうか、箱根は外輪山が区域界だが、金時山(1214m)の北にある足柄峠など、場所によって外輪山外側に区域を拡張する提案があった。しかし、内務省は、国立公園委員会で愛鷹山は富士山とは別の風景地であり、一部越前岳(1505m)を富士山の展望地として区域に入れてあることを説明し、箱根は外輪山を境界とする方針のため委員提案の区域拡張をせずに、区域は原案どおりと決めた。富士国立公園の名称は、富士箱根国立公園とする意見が多く出された。

吉野熊野国立公園の区域では、熊野海岸の潮岬を区域から除外する原案修正が行われた。潮岬にある海軍の施設との関係である。委員からは吉野地域が縮小されて吉野山が飛び地になったのに対し、吉野地域には人工林の美林があるので将来区域へ編入し、人工林の美林に対応するように法令改正を行うよう提案意見があったが、区域変更にはならなかった。また、熊野海岸の飛び飛びの区域を拡げ、風景を保護すべきであるという意見が出たが、区域を拡げるには至らなかった。

北山川の水力発電計画に関しては、北山峡は吉野地方と熊野地方を連絡する利用上重要な地域として、保護を求める強い意見が出された。これに対しては、清水委員(逓信省電気局長)が風致と調和する努力をするが、発電事業は遂行する必要があると述べ、内務省衛生局は計画が具体になったとき、内務省と逓信省で十分協議して善処すると説明し、特別委員会はこれを了承して問題は残ったが区域は原案どおりとした。

大山国立公園の区域では、日本海に面する代表的風景地の島根半島東半分を編入する意見があり、内務省が拡張調査は将来善処すると説明し、特別委員会はこれを了承して区域は原案どおりとした。

なお、特別委員会では、将来必要に応じて国立公園 を増設するか否かが論議され、当分国立公園指定が無 いとすれば、国立公園に準じるような風景地に対し、 国立公園法を準用するか、あるいは別の法律(一般公 園法)を制定するなど、適当な方法を講じる必要性が 討議された。現在の国定公園に相当する公園のことが 当時の委員の意見にあった。

3) 第8回国立公園委員会で十和田、富士、吉野熊野、 大山の4国立公園の区域決定

第8回国立公園委員会が昭和11年(1936年)1月15日に開催され、十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の区域が決定した。この国立公園委員会は会長の後藤文夫内務大臣が欠席し、赤木朝治内務次官〔補

注6〕が議長を務めた。出席委員31名、欠席委員11 名だった⁴¹⁾。

国立公園委員会では、最初に十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の区域を審議した特別委員会の細川委員長が、審議結果として4国立公園の区域は原案どおり決定したと報告した。

審議では、内務省へ幾つかの提案が行われた。

その一つは、本多静六委員からで、候補地の選定にもれた支笏湖、登別、大沼、磐梯山、その他松島、蔵王山、赤城山、伊豆大島、秩父、妙高などは当面国立公園に指定される見込みがなくなった。しかし、これらは特色ある風景地であり、道府県立公園として保護開発を指導するよう、国立公園法を準用するか、別に道県立公園法を制定して速やかに実行し、風景地の破壊を防ぎ、地元の希望に応えるよう内務省に提案するものだった。この内容は、特別委員会でも討議されたが、国立公園委員会総会での発言なので、委員全員が考えることになった。本多委員の提案に三好學委員が考えることになった。本多委員の提案に三好學委員がで、さらに、岡實委員(大阪毎日新聞社副社長)が、国立公園が有る以上道府県公園が有ってよいので、内務省が考慮するよう希望した。

もう一つの提案は、岡部長景委員からで、12箇所の国立公園区域は、ほとんど特別地域を指定したと言ってよいほどの区域であり、非常に限定されている。区域を拡張し風致維持、野外広告のような目障りなものを制限する必要がある。国立公園法の制限を緩和する広い区域を設けるよう法律を改正し、区域拡張を考えてもらいたい⁴²という提案である。

具体的な区域に関しては、三好學委員が吉野熊野国立公園の海岸区域は、細かく点々と指定するのは理由があってと思うが、区域はなるべく広く指定し、一方で法律を寛大に適用することを述べ、根津嘉一郎委員も同様の意見を述べた。岡部委員が区域を広く指定し、風致維持を図るべきだとした意見と三好、根津の両委員の意見は、同趣旨の意見だった。

新井堯爾委員(鉄道省運輸局長)は、大山国立公園に島根半島、宍道湖、隠岐諸島などの編入を述べ、下村宏委員(大阪朝日新聞副社長)も島根半島の編入促進を提案した。先にも述べたが大山国立公園に島根半島や宍道湖を編入する提案は、候補地選定時にも正木直彦委員と脇水鐵五郎委員から出ていた。大山国立公園の面積は、諮問された12国立公園の中で最小であり、大山に日本海に面する景勝地島根半島や広大な湖水の風景が広がる宍道湖を加えた国立公園を正木、脇水、新井、下村ら各委員が構想していた。新井委員は、出雲大社、日御碕、さらに隠岐諸島をも大山国立公園の

区域に入れる意見を述べており、現在の大山隠岐国立 公園に相当する発想をしていた。しかし、島根半島な どの拡張は、内務省が関心を示さず編入されないまま になった。

他には富士国立公園の名称に多数の委員が意見を述べ、ほとんどが富士箱根国立公園とすべきであるという意見だった。

こうした審議の後、金杉英五郎委員が特別委員長報告を尊重し可決賛成とし、根津嘉一郎委員からも特別委員長報告に同意する意見があった。赤木朝治議長(内務次官)は、富士国立公園の名称は富士箱根国立公園が適切とする意見が多数の委員から出たことを踏まえ、『委員各位ノ御意見ノ次第ヲ私ヨリ會長ニ申上ゲマシテ、御意見ヲ尊重スルヤウニ努メタイト存ズル次第デアリマス』とまとめ、4国立公園の区域は特別委員長報告どおり決定することを諮り、全員の賛成を得た。十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園の区域が決定し、指定の運びとなった。

4)「富士国立公園」の公園名称に対する論議

第7回と第8回国立公園委員会で、「富士国立公園」 の名称は「富士箱根国立公園」にすべきであると云う 意見が多くの委員から出された。

富士山は日本を代表する霊峰であり、富士国立公園のままで良いとする岡部長景委員の意見もあったが、新井堯爾委員、金杉英五郎委員、三好學委員、本多静六委員、下村宏委員、岡實委員、渡邊銕藏委員、根津嘉一郎委員、柳澤保惠委員らが富士箱根国立公園とする意見を述べた。

「富士」に「箱根」を加える理由として挙げられた意見は、「富士では箱根の概念が入らない」、「富士と箱根は風景、歴史、自然の面で異なる特色がある」、「箱根は古来有名である」、「箱根は国際的に知られており、箱根を加えるのは当然」、「国立公園の完成には静岡、山梨、神奈川の3県の協力が必要」など様々で、箱根は国立公園名に加えるだけの独自の特色をもつ地域であるという指摘である。

「富士国立公園」の名称は議案ではなく、国立公園 委員会は名称の賛否を議決していないが、名称は区域 との関係の問題であり、国立公園委員会から「富士箱 根国立公園」が提案された形になった。

4国立公園の指定は、昭和11年2月1日に行われ、 「富士国立公園」は「富士箱根国立公園」の名称で告示された。

なお、第3次指定の4国立公園は、1月15日の国立 公園委員会で区域が決定してから僅か2週間余りで指

表 - 3 国立公園道県別面積表

国立公園名	関係道県	面 積(ha)	総面積(ha)
阿寒	北海道	87,498	87,498
大雪山	北海道	231,929	231,929
十和田	青森県	35,647	49.069
	秋田県	7,215	42,862
	新潟県	1,221	
 日 光	群馬県	21,607	56,923
	栃木県	27,931	30,923
	福島県	6,164	
	神奈川県	5,926	
富士箱根	静岡県	23,738	68,558
	山梨県	34,894	
	新潟県	8,242	
中部山岳	岐阜県	24,473	160.769
中部川苗	長野県	63,115	169,768
	富山県	73,938	
	奈良県	30,740	
吉野熊野	三重県	13,988	55,086
	和歌山県	10,358	
大 山	鳥取県	12,403	12,403
	岡山県	62,870	
瀬戸内海	香川県	111,113	183,100
	広島県	9,117	
阿蘇	大分県	13,118	67.827
[199] 無本	熊本県	54,709	01,821
雲 仙	長崎県	13,029	13,029
霧島	宮崎県	13,880	21,560
務 局	鹿児島県	7,680	21,300
計			1,010,543

注:面積は水面を含む

定告示が行われた。第1次と第2次の8国立公園の指定は、国立公園委員会で区域が決定してから告示まで約3カ月かかっていたのに比べ極めて短い。内務省は国立公園委員会決定から告示までに告示用図面の作成、関係県と地元町村に写しの図面を配布して縦覧に供する準備に1カ月以上はかかるとしていた³⁰⁾。この説明との関係からすれば、委員会決定から2週間ほどでの指定告示は、区域決定の諮問が遅れたために急いだのかと思われる。

12箇所の国立公園指定が昭和11年2月1日に終わった。12箇所が候補地に決定した昭和7年10月8日(第2回国立公園委員会)から約3年4カ月、遡って大正10年(1921年)に内務省衛生局が、16箇所の国立公園候補の風景地を選んで調査を開始してから数えると、指定終了までに約15年かかった。

12国立公園の関係道府県と面積は表-3のとおり

で、国立公園区域は1道24県にわたり、総面積は 1,010,543ha(水面を含む)、国土面積に対する割合は 約2.7%、最大面積は大雪山国立公園の231,929ha、最 小面積は大山国立公園の12,403haである。

6. 考察

6-1 国立公園区域の設定調査を担当した内務省 衛生局の職員

昭和7年10月8日開催の第2回国立公園委員会で12 候補地が決定したのを受け、内務省衛生局は指定に必 要な国立公園区域を設定する実地調査を実施した。実 地調査は、候補地の場所と気候の関係を考慮して行わ れ、調査は保健課の新進の職員らが担当した。

実地調査状況は表-1に示したが、調査に当たった職員は藤原孝夫保健課長の他、実質的に調査を担当したのは田村剛嘱託はじめ16名である。

表-1で分かるように、候補地は広大で山岳地が多いため、各候補地の実地調査は1~3ヵ月に近い長期日数を要した。実地調査は、昭和7年10月25日に富士候補地の山梨県側から開始された。この調査では、藤原孝夫保健課長をはじめ、田村剛、小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿、黒田新平、戸坂修の7名もの職員が派遣された。昭和7年10月当時の保健課の国立公園事務担当者総動員の状況である。保健課の意気込みを示す実地調査開始を感じさせる。7名の職員は山梨県側終了後に、神奈川県側へ移動して箱根を調査した。

富士国立公園の区域は、山梨県、神奈川県、静岡県の3県にまたがるので、静岡県側が残されたが、静岡県側は陸軍演習場との関係があり、陸軍省との交渉が済み次第調査に着手する予定としていたので¹¹⁾、調査開始は4カ月半遅くれ、昭和8年3月10日から2週間をかけて田村剛、小坂立夫、黒田新平の3名が行った。田村、小坂、黒田は、前年秋の山梨県側、神奈川県側と合わせ富士候補地全域を調査した。

富士候補地に始まった区域設定の実地調査は、最後 に十和田候補地を昭和8年10月17日から11月下旬に 行い終了した。12候補地の調査期間は丸1年を要し た。

表-1を基に、職員別に実地調査を担当した国立公園と公園数をまとめたのが表-4である。表-4の職員について、内務省入省年と身分を分かる範囲で添えて記載すると、藤原孝夫(大正9年入省、事務官、保健課長)、田村剛(大正9年入省、嘱託、昭和8年7月技師)、小坂立夫(昭和5年入省、嘱託、昭和8年5月技手)、加藤誠平(昭和6年入省、嘱託、昭和8年5月技手)、千家哲麿(昭和6年入省、嘱託)、池ノ上容(昭

氏 名	実地調査を行った国立公園候補地	調査公園数
田村 剛	富士(山梨県、神奈川県·静岡県)、雲仙、霧島、吉野熊野、瀬戸内海、阿蘇、大雪山	7
黒田新平	富士(山梨県・神奈川県・静岡県)、雲仙、瀬戸内海、阿寒、大雪山	5
小坂立夫	富士(山梨県・神奈川県・静岡県)、雲仙、吉野熊野、日光	4
加藤誠平	富士(山梨県・神奈川県)、霧島、瀬戸内海、十和田	4
千家啠麿	富士(山梨県・神奈川県)、霧島、吉野熊野、日本アルプス(前半・後半)	4
戸坂 修	富士(山梨県·神奈川県)、雲仙、瀬戸内海、阿蘇	4
石原耕作	阿寒、大雪山	2
石井 勇	阿蘇、大山	2
稲垣龍一	阿蘇、大山	2
片岡俊一	日光、十和田	2
池ノ上容	日本アルプス(前半・後半)	1
菅沼辰太郎	日本アルプス(前半)	1
森 蘊	日光	1
渡部紫朗	大雪山	1
高橋 進	大山	1
小林義秀	十和田	1
藤原孝夫	富士(山梨県・神奈川県)、瀬戸内海、大雪山、阿寒、十和田	5

表-4 区域を定める実地調査を行った内務省衛生局保健課の職員

注:藤原孝夫保健課長は各公園短期日の視察

和8年入省、嘱託)、森蘊(昭和8年入省、嘱託)、渡部 紫朗(昭和8年入省、嘱託)、稲垣龍一(嘱託)、石原耕 作(嘱託)、黒田新平(嘱託)、戸坂修(嘱託)、石井勇 (嘱託)、片岡俊一(雇)、高橋進(昭和8年入省、雇)、 菅沼辰太郎(雇)、小林義秀(昭和8年9月技手)である。

表-4で職員別に担当した公園数を見ると、最も多いのは田村剛で7公園、表-1の調査状況と関係させると、田村は実地調査前半の富士、雲仙、霧島、吉野熊野、瀬戸内海と後半の阿蘇、大正10年(1921年)に情報が無く後日候補に追加した大雪山へ足を運んでいる。また、田村はどの公園も調査期間全日を調査していない。調査指導を兼ねて調査の初めか、調査途中で要所を決めるために現地へ行っている1116。

表-4よると黒田が5公園、小坂、加藤、千家、戸 坂が4公園を調査している。実地調査はこの5名が中 心になって行ったように思われる。特に、昭和5年入 省の小坂、昭和6年入省の加藤と千家は実地調査では リーダー的存在だった。昭和8年に内務省入りした池 ノ上、森、渡部、高橋らは先輩職員と組んで調査に当 たった。

昭和7年(1932年)の実地調査開始時、指導者の田村は42歳、田村の指導の下で実地調査の中心を担った小坂は29歳、加藤が26歳、千家は25歳であり、新進の若い職員たちの精力的な努力で、国立公園の区域設定が行われた。藤原保健課長も明治29年(1896年)生まれであり、昭和7年(1932年)は36歳だった。

実地調査に当たった職員の身分は、実地調査が開始された昭和7年10月の時点は、田村剛、小坂立夫、加藤誠平、千家哲麿は全員嘱託だったが、昭和8年5月18日に国立公園に従事する職員として、衛生局に技師2名、属と技手合わせて5名、合計7名の定員が認められたことにより、田村が技師に、小坂と加藤の2名が技手に任じられた。

この他の職員に関しては、環境庁自然保護局編「自然保護行政のあゆみ」に、昭和8年5月31日に調査費により臨時的な職員として嘱託7名、雇3名が採用され、12国立公園の指定、計画の厖大な業務に当たったという記述があり⁷⁾、調べると5月31日付けで池ノ上容、森蘊、渡部紫朗、稲垣龍一、石原耕作、黒田新平が嘱託に、片岡俊一、高橋進、菅沼辰太郎が雇に任命され、少し遅れて石井勇が嘱託に任命されている⁴³。

実地調査は「国立公園区域決定ノ標準」と「国立公園境界線設置標準」に基づいて行われ、職員は他人の土地へ入って調査を行うため、内務省印のある実地調査員証を携帯した。

6-2 国立公園委員会への区域決定諮問と公園指 定の順序

12国立公園候補地(諮問議案は候補地を付けていないので以下「国立公園」とする)の区域は、関係各省協議が纏まった候補地から国立公園委員会へ諮問された。関係各省協議は纏まるまでに事務的な遅速があ

り、国立公園委員会への区域決定の諮問は3回に分けて行われた。

国立公園委員会委員には、12国立公園を同時に指定する希望があり、特に、本多委員は、先に区域決定する候補地は厳しくなり、後に決定する候補地は緩やかになりがちのため、できれば12箇所の同時指定を強く希望した。また、三好委員からは、指定の順番が国立公園の順位と誤解されないように、周知する必要があるという指摘があった。

内務省も12箇所一括の指定は望ましいとしたが、 実際には関係各省協議など事務上の進捗が一様ではないため、同時に区域決定の諮問を行うことができず、 あくまでも事務上の問題であり、国立公園の質とは関係がないことを説明して理解を求めた。さらに、指定 後に行う公園計画についても、指定順序に関係なく準備が整った公園から国立公園委員会へ諮問すると説明 を行っている。国立公園委員会は、指定の遅速に対し、地方関係者が誤解をしないように善処を要望し、 内務省の説明を了解した^{29/30)}。

本多委員が指定順序にこだわった理由には、背景があるように思われる。九州には雲仙、霧島、阿蘇の3箇所の候補地があるが、3箇所のうち阿蘇候補地だけが第1次区域決定に諮問されなかった。本多委員は、九州の3候補地は気候、地形がよく似ているから比較し易いので、3候補地は同時に指定したい、阿蘇だけを除くのは情の上でも忍びないと、阿蘇候補地に同情を示した。本多委員が指定の順番をこだわったのは、国立公園の順位のことが絡んでいたのかもしれない。

候補地選定で内務省が行った阿蘇候補地の説明で は、産業との抵触に問題は少ないとしていた。その阿 蘇候補地が、雲仙、霧島より区域決定の諮問が遅れた のは何故か。推測ではあるが、阿蘇候補地が遅くなっ た事務上の問題は、区域拡大によるためではないかと 思われる。阿蘇は候補地選定では、阿蘇火山の中央火 口丘である阿蘇五岳と外輪山の一部、約3万町歩(約 29,800ha)を区域とし、阿蘇盆地は除かれていた。し かし、区域設定の実地調査では、外輪山に囲まれた阿 蘇盆地全域を区域にし、さらに外輪山から北東へ続く 久住火山群をも阿蘇と風致上密接に関係する地域とし て区域へ入れ、面積が約68.000町歩(約67.500ha)と2 倍以上の規模になった。そのため、区域拡大による区 域設定、地番調査、制限緩和地区の指定計画、地元 県・町村との調整、関係各省協議などの業務が大幅に 増え、区域が小規模にまとまっていて、制限緩和地区 の指定計画もない雲仙、霧島の両候補地と比べ、諮問 へ向けての準備に時間がかかっていたのではないかと 思われる。

本多委員は、特別委員会で雲仙、霧島の区域決定の 答申を先へ延ばせないかを問い、九州の3候補地を同 時指定にもって行きたいという強い意見をもってい た。

本多委員は、昭和4年11月に関東大震災の復興事業や不況の影響で、政府が新規事業を認めないため、内務省の国立公園業務が止まっていたとき、熊本県議会議長を歴任した熊本の名士で、国立公園運動を熱心に行っていた松村辰喜の計らいで、松村と共に安達謙藏内務大臣(熊本県出身の衆議院議員)を訪ね、直接国立公園調査会設置を懇請し、松村の国立公園運動の努力を多としていたので、阿蘇候補地の区域決定諮問が遅れていることに対する松村辰喜への思いも強かったのかと思う。

それゆえ、本多委員は情の上で忍びないと述べたのだろうが、こうした発言に松村辰喜と同郷である細川護立特別委員長は、指定が少し遅くなるからと怒るのは大人げないと論し、大島衛生局長は国立公園の質の順位ではないことを、熊本県知事に十分説明しておいたので、情は考えずに条理を尽くして指定業務を行っていくと衛生局の方針を示した。

脇水委員も指定発表は全部一度にしたいが、事務上の問題としてやむを得ない。発表のとき、指定の順番が順位ではないと新聞発表するようにと提案し、大島衛生局長もこれを了承した。指定の順番が、国立公園の順位と誤解されることへの懸念に、委員の関心は高かった。

候補地選定のときから日本アルプス、日光、吉野熊野の各公園は水力発電事業、日本アルプス、吉野熊野、大山の各公園は林業、十和田は国営開墾計画、また富士や大山の各公園は陸軍演習場との関係など、産業や軍事施設との調整課題を抱えていて、関係各省協議には時間を要し、区域決定の諮問が遅くならざるを得なかった。

結果として、第1次諮問(昭和8年11月30日)で雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園(指定告示は昭和9年3月16日)が我が国最初の国立公園となり、第2次諮問(昭和9年8月9日)で阿寒、大雪山、日光、中部山岳(日本アルプス)、阿蘇の5国立公園(指定告示は昭和9年12月4日)が誕生し、第3次諮問(昭和10年12月11日)の十和田、富士、吉野熊野、大山の4国立公園(指定告示は昭和11年2月1日)が最後となり、諮問順序がそのまま指定順序になった。この指定の順番は、国立公園史上に刻まれることになり、内務省は単なる事務上の問題としていたのだが、候補地の地元にとっては指定の順番はきわめて重要なことではなかったかと思われる。

第3次指定をもって12国立公園の指定が終わり、 大正9年(1920年)に国立公園の専門知識をもつ田村 剛を採用して始まった国立公園創設の業務は、指定が 終了するまで約16年かかった。

6-3 国立公園指定と国営開墾事業、水力発電事業等との抵触問題

国立公園委員会で候補地選定の時点から国営開墾事業計画、水力発電事業計画などとの調整は、大きな課題だった。第2回国立公園委員会(昭和7年10月8日開催)では、「国立公園の選定に関する特別委員会」の報告で「十和田候補地中十和田湖及奥入瀬渓流と國営開墾事業」、「日光候補地中尾瀬沼、尾瀬ヶ原、中禪寺湖及華嚴瀧と水力電氣事業」、「日本アルプス候補地中黒部峽谷と水力電氣事業」、「吉野及熊野候補地中北山峽と水力電氣事業」の4国立公園の事項は、特に問題が大きく公園の風景の核心を壊すと指摘された。

これらの問題は、具体的な区域設定との関係になると、関係省はますます強固な姿勢で審議に臨んだ。

1) 十和田国立公園と三本木原国営開墾事業計画との 問題

十和田国立公園に関わる国営開墾事業計画は、十和田市を中心に広がる三本木原台地を開墾する事業である〔補注7〕。三本木原台地は、十和田火山の火山灰堆積地で水はけがよすぎて森林が成立せず、荒れ地状態だった。開墾は江戸時代から進められていて、南部藩から新渡戸傳が開拓許可を得て安政2年(1855年)に奥入瀬渓流から水を引く人工水路建設に着手した。この水路は、稲生川と命名され現在に至っている。新渡戸傅の後、子息の十次郎が事業を継いで開拓を続け、数百町歩の農地を開拓した。この開拓を十和田湖の水を利用して農林省が継続し、水力発電事業も併せて行う計画のため、十和田湖の水位変動が国立公園の風致維持と両立するか否かが問題になっていた。

内務省と農林省が協議を行ったが、協議が纏まらないままに国立公園区域決定の諮問が行われる事態になっていた。内務省が国立公園委員会へ区域決定を諮問することは、農林省も了承していたと思われるが、第7回国立公園委員会(昭和10年12月11日開催)では農林省の三浦一雄農林書記官(村上龍太郎委員の代理出席)が、『三本木原ノ大規模ノ水利問題ガアリマスノデ區域指定ニ付キマシテ協議が纏リマセヌ儘デ此ノ本委員會ニ付議セラレタ次第デアリマス』と、まだ協議が整っていないことを発言し、岡田衛生局長(委員)は『国立公園トシテハ非常ニ重要ナ結果ヲ來スヤウナ關係モアリマスノデ、輕々ニ結論ニ迄到達スルコトハ出

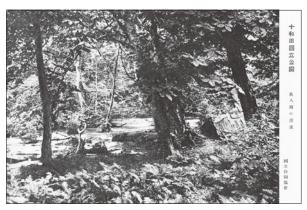


図-11 十和田国立公園、奥入瀬の渓流 國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(山田應水)

來ナイ事情ニアッタ』と述べた後、内務省は国営開墾 事業計画を尊重し、国立公園指定後も農林省と協議を 続け、両者の間に調和を見つけたいと述べた。この問 題は、特別委員会でも重ねて論議され、委員からは三 本木原の土壌が開墾に適しているのか、水田だけでは なく、山林や畑も有り得なるのではないかとの指摘も あった。農林省は充分考究した上での計画であり、東 北振興上からも実現を期すと主張し、国立公園側へゆ ずる姿勢は見せなかった。

十和田国立公園(図-11)の指定は昭和11年2月1日に行われたが、指定時にも協議は整わず、内務省が説明したとおり、指定後も協議が継続され、国立公園の風致を考慮した、十和田湖の水位調節と奥入瀬川の水量調節のルールが、昭和12年10月5日に内務省、農林省、逓信省、内閣東北局、青森県、秋田県の協議会で「奥入瀬川河水統制計画」として決定した。国立公園候補地として選定する調査以降の長い間、大きな問題となっていた十和田湖の水利用に一応の結論が出たことになった。

「奥入瀬川河水統制計画」の主な内容は、子ノ口に十和田湖調節水門を設ける。十和田湖の水位は最高標高400.575m、最低限度399.499mとし、その差分を調節する。また、奥入瀬渓流の景観に必要な水量として夜間十立方尺(0.278㎡/s)、昼間は季節により異なり十立方尺乃至200立方尺(5.56㎡/s)を放流する。開田面積は1,400haとするなどが定められている。

国立公園指定後、内務省衛生局から青森県へ転任し、十和田国立公園の管理に当たった菅原儀衛は、「國立公園」誌に十和田湖の水位が下がり恵比須・大黒島と湖岸との間が浅くなり、ボートが通れなくなったと書き、十和田湖の景観はあまり変化が無いように見えるが、指定前とは国営開墾事業実施で様々な変化があったと伝えている⁴⁴⁾。

なお、「奥入瀬川河水統制計画」は、奥入瀬渓谷の

風景を維持するため十和田湖の水を一定量放流すことを定めたが、この観光放流による河川景観保全と渓谷生態系への配慮は、他の国立公園へも影響を与える先例となったと云える。

2) 日光、日本アルプス、吉野熊野の3国立公園と 水力電気事業との問題

(1)日光国立公園の尾瀬沼、尾瀬ヶ原の水力発電問題

尾瀬沼、尾瀬ヶ原に堰堤を築いて貯水池にし、発電を行う最初の計画は、大正7年(1918年)の利根発電(株)である。利根発電(株)の発電計画は、尾瀬沼で約2,000kw、尾瀬ヶ原で約23,000kwだった。利根発電(株)は、大正10年に東京電燈(株)と合併した。大正8年設立の関東水力発電(株)が、大正11年に群馬、福島、新潟の三県知事から水利権を獲得し、尾瀬沼、尾瀬ヶ原の発電計画を立てたが、昭和6年(1931年)に東京電燈(株)に吸収合併されている。したがって、利根発電(株)と関東水力発電(株)の水利権は、東京電燈(株)(後に東京電力(株))が継承した450。

内務省衛生局が「日光を中心とする国立公園」を候補地に選んで、調査を始めたのが大正10年であり、候補地調査で田村剛嘱託は大正10年秋に尾瀬を訪れている。尾瀬の発電計画と国立公園候補地の調査は、同時期に行われていた。

日光候補地選定の特別委員会が行われた昭和7年3 月3日の内務省(田村剛嘱託)の説明では、尾瀬沼は沼 尻に堰堤を築き発電は2,000kw、尾瀬ヶ原は只見川の 落ち口に堰堤を築き発電は23,000kw、下流部を合わ せると58,000kwと云うものだった⁴⁶⁾。説明に用いた 発電計画の数値は、上述した利根発電(株)の計画値と 一致しているので、昭和7年当時もこの計画が生きて いた。しかし、その後の東京電燈(株)が立てた発電計 画は、尾瀬ヶ原に高さ230尺(約70m)の堰堤を築いて 貯水池にし、水を隧道で利根川に落として2~3箇所 の発電所を建設し、出力合計20万kw、下流での発電 を合わせると出力40万kwという内容だった⁴⁷⁾。その 後に国による電気事業の統制、国営化が進み、電気事 業所管の逓信省が昭和13年2月に発表した尾瀬ヶ原 の発電計画は、尾瀬ヶ原の出口に高さ80mの堰堤を 築き、貯水量3億3千万㎡、有効水深30m、出力52万 4千kw、完成は第1期昭和20年(1945年)、第2期昭 和23年(1948年)という大規模な計画であり48)、尾 瀬ヶ原の発電計画は次第に大規模になっていた。

尾瀬沼、尾瀬ヶ原には、このような水力発電事業問題があったが、内務省は湿原を中心とする原始的風景は、国立公園に欠くことができないとして、尾瀬沼、尾瀬ヶ原を区域に入れて国立公園委員会へ区域決定の

諮問を行った。これに対し、清水委員(逓信省電気局長)は、尾瀬は発電地帯として地理的に京浜方面に輸送するのが有利で、将来の京浜地方の電力需要に最も重要な位置を占めると主張し、計画遂行の姿勢を示した。また、許可を与えている水利権の開発の変更を命じ、制限する事態があれば、国立公園法による補償問題が起きる可能性があると少々威嚇的な発言を行った。内務省も風致と発電事業がどうしても両立しがたい場合は、抽象的に云えば国立公園の重要性如何により、国立公園法による補償を行うのは当然と考えると応じた49。国立公園法第9条に定めがある、主務大臣による一定の行為の禁止や制限に対する国庫補償に関わる緊迫した審議だった。

この問題は国立公園委員会から付託された特別委員会でも論議が行われ、特別委員会で逓信省(清水電気局長、委員)は風景の調和に極力努力してその方法を選ぶと発言し、内務省(大島衛生局長、委員)は電気事業計画を尊重し、風景と電気事業が両立するように努力して両省で深甚なる協議を行うと言明して緊迫した審議をまとめた500[補注8]。国立公園区域は尾瀬沼、尾瀬ヶ原を含めた区域が確定した一方で、発電計画もそのまま尊重することになったので、問題が解決したわけではなく解決は先送り、もめる火種は残ったままでの国立公園指定になった。

(2)日本アルプス国立公園の黒部川水力発電問題

黒部渓谷は立山連峰と後立山連峰に挟まれた峡谷

で、日本アルプス国立公園北部の風景の核心地である。 黒部渓谷の水力発電事業は、候補地選定のときから 問題になった。候補地選定審議で内務省(田村剛嘱託、 委員)が行った説明では、黒部川は日本電力(株)が水 利権を取得しており、発電計画は4期に分かれている。 1期と2期は下流域で、第1期はすでに柳原発電所が 完成している。第2期の鐘釣発電所は建設に入るとこ ろで、猿飛の景勝を保全するために設計変更が行われ た。第3期は十字峡付近に堰堤を築いて取水口を設け、 祖母谷合流点上流に猿飛発電所を建設する。この計画 は、黒部渓谷で最も傑出した風景の場所のため問題で ある。第4期は十字峡上流に劔川発電所を建設する計 画で、平ノ小屋の下方に堰堤を築くため、渓谷の風景 に重大な影響を与え、公園利用上アルプス横断路の重 要地点である、平ノ小屋付近が水没して公園利用面で も影響が大きいとした。

内務省は黒部川の発電計画は、黒部渓谷の風景を根本的に破壊し、国立公園の最も優れた風景が失われる と判断していた。候補地の選定に当たった特別委員会 の委員長を務めた藤村義朗は、「水力ニ都合ヨクテモ ソノタメニヨイ風景ガ水ノ下ニ埋メラレテシマッテハ 困ル」⁵¹⁾と苦言を述べている。

内務省としては、国立公園委員会へ区域決定を諮問 し、日本アルプス国立公園の指定業務は、指定目前ま で進んできたが、公園の核心風景の棄損と公園利用に 影響する立山連峰と後立山連峰を繋ぐ、黒部渓谷を渡 る唯一の歩道が寸断される発電計画との調整は見通し が立っておらず、重大な問題はそのままであった。そ れ故、大島衛生局長(委員)は、第5回国立公園委員会 で黒部渓谷の水力発電問題は慎重に研究すると説明し た52)。電気事業を所管する清水委員(逓信省電気局長) からは、黒部川の水利権を得ている事業は、いずれも 多額の設備費を費やし、上流地点の開発は軌道を架 け、また一帯の土地購入を行うなど投資を行ってい る。国立公園区域に指定され、万一事業遂行が不可能 になると投資が無効になるのみならず、事業計画が根 本から崩れる。逓信省も電気事業を許可する際は、風 景に留意するので、電気事業と国立公園が両立するよ う十分協議して、問題を解決してもらいたいとした。 また、尾瀬沼、尾瀬ヶ原の発電計画への対応と同様 に、開発変更を命じたり制限を加えることがあると、 国立公園法上の補償問題が起きると思われると述べ、 内務省の考えを正した。大島衛生局長は出来るだけ協 調を行うようにしたいが、どうしても両立しえない場 合は、相当な補償は当然と考えていると回答した。国 立公園指定に向けて、国立公園法第9条に関係する厳 しい審議が行われた。

国立公園委員会に設けられた、公園区域を専門的に審議する特別委員会で、逓信省の清水電気局長(委員)が国立公園の風景との調和に極力努力すると述べ、内務省大島衛生局長(委員)が発電事業計画を尊重し、逓信省と深甚なる協議を行い善処すると述べた。この両局長の発言で特別委員会は決着し、その決着を第6回国立公園委員会が了承した500[補注9]。日光国立公園の尾瀬沼、尾瀬ヶ原の水力発電計画と同様、国立公園委員会という公の会議での決着としては、やはり問題先送りの形である。

(3) 吉野熊野国立公園の北山川水力発電計画と吉野 林業の問題

吉野熊野国立公園は、当初考えられていた大台ヶ原 山を中心とする候補地に、熊野海岸を北山川・熊野川 で繋げ、山岳と海岸一体の国立公園とする候補地審議 のときから、北山川の水力発電計画と吉野林業の二つ の産業との関係が問題になっていた。

その一つ、水力発電問題に関しては、吉野熊野候補 地を選定する「国立公園の選定に関する特別委員会 (昭和7年(1932年)3月10日)」で、内務省は把握している南海電気(株)の北山川水力発電計画を、田村剛嘱託(委員)が説明した。田村嘱託が行った説明は、七色の滝の上流に第一ダム、大沼の上流に第二ダム、上瀞の上流に第三ダムと3箇所にダムを建設し、合計約2万kwを発電するというものである。ダムの規模などは説明されていないが、3基のダム建設で奥瀞の奇岩怪石の景勝が水没して北山峡の特徴が失われ、船下りの観光利用はできなくなると説明した。内陸山岳地域と熊野海岸とを一体の国立公園とするには、北山川発電計画を止める必要があると述べており530、内務省は北山川発電計画を容認できないと考えていた。

それから3年9か月が経過し、昭和10年12月11日に区域決定の諮問が行われたが、この時点で発電計画はまだ実施レベルになく、区域決定の特別委員会での審議は、日光国立公園の尾瀬沼・尾瀬ヶ原、中部山岳国立公園の黒部渓谷の発電計画と同様に、逓信省は実施に当たっては極力風致と調和する方法を選ぶように努力する、内務省は事業計画を尊重し極力国立公園と電気事業が両立するように努力する、具体的計画の実施には両省で十分に協議して善処する、ということで国立公園委員会は了承した。国立公園指定は昭和11年2月1日に行われ、その後は社会情勢の大きな変遷があり、北山川の発電計画の具体化は太平洋戦争後になった〔補注10〕。

もう一つの林業の問題は、吉野熊野国立公園の区域は吉野林業の中心地と重なっており、山林所有者からは国立公園への編入反対要請があって、区域設定が二転三転している。候補地選定の審議が行われた、「国立公園の選定に関する特別委員会(昭和7年3月10日)」のときは、国立公園の予定範囲に吉野山が入っていなかったため、委員から吉野山を入れる提案があり⁵³⁾、第2回国立公園委員会(昭和7年10月8日開催)には、吉野山一帯は大峯山脈の大天井ヶ岳(1439m)から稜線沿いに細長く続いた区域が提示された。しかし、第7回国立公園委員会(昭和10年12月15日開催)で行われた区域決定の諮問では、吉野山は飛び地である⁵⁴⁾。

昭和8年4月に行われた内務省衛生局保健課による 区域設定の実地調査でも、山林所有者から公園区域へ の質問や希望が出て、実地調査を担当した小坂立夫は、 『國立公園と我国有數の林業國吉野との關係は頗る難 しい問題である』と「國立公園」誌に述べている¹⁶⁾。 この実地調査を経て作成された区域は、林業との抵触 で種々変更が行われ、奈良県側の吉野川上流部や大峯 山脈の釈迦ヶ岳(1800m)西側の広範囲の森林、三重 県側の大杉谷などは山林所有者の強い指定反対があ り、内務省も見直しを行い人工林で風致が平凡なため 区域に入れる必要がないとして、区域を除外する結果となった³⁶⁾³⁷⁾。大天井ヶ岳から吉野山へ続いていた稜線の区域も除外された。

候補地に決定された後も、森林施業は行われていたので、川追川流域、旭川流域などは大規模な伐採が行われ、国立公園にするだけの見るべき風景が失われた箇所が出た。その他にも吉野川上流の私有林で、森林所有者との調整が着かず候補地選定時は区域に入っていた場所も、区域決定では大規模に面積除外が行われるという状況にあった。

吉野熊野国立公園は、私有地の面積が6割を超えており、戦前指定の12国立公園の中では私有地の割合が最も高い。

関西地方の人口が多い地域に近く、近畿地域唯一の 候補地として、地理的考慮も行われて選定された経緯 があるが、歴史のある古来開発された地域だけに、国 立公園区域の設定に当たり、特に私有林との調整は難 航した。現在も吉野山は飛び地のままだが、第7回国 立公園委員会で設置された特別委員会の区域審議で、 大峯山脈と吉野の間には人工林の美林が存在するの で、将来調査して編入したらどうかと委員から提案が あったが、実現しないままになっている。

6-4 区域決定と陸軍演習場、海軍飛行場、軍事 産業地域との関係

陸軍演習場、海軍飛行場、軍事産業地域などに関しては、国立公園候補地の箇所選定審議では問題として 指摘や討議は行われていなかったが、区域の設定に当 たって問題になった。具体的には、霧島、富士、吉野 熊野、瀬戸内海、大山などの各国立公園である。

霧島、富士、大山の3国立公園は、候補地のときから区域内や隣接地に、演習場や拡張予定地が存在していた。これらの場所は、内務省と陸軍省の協議で陸軍省が区域除外を希望し、区域決定の諮問ではいずれも区域から除外されている。第1次指定の霧島国立公園の協議で吉松演習場を除外したとき、軍の演習場は区域に入れないことが決まったのではないかと思われる。

昭和6年(1931年)に満州事変、昭和7年(1932年) に上海事変、昭和8年(1933年)に国際連盟脱退など、 日本を取り巻く国際的に不安定な社会になっていて、 軍の意向が次第に強まりつつある時期であり、国立公 園の区域設定に大きく影響したと思われる。

こうした社会状況の時期に、第1次指定の雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域決定が諮問され、昭和8年11月30日の第3回国立公園委員会からは、陸軍省の山岡重厚軍務局長と海軍省の吉田善吾軍務局長が新たに臨時委員に就任した。区域を専門的に審議す

る特別委員会委員にも陸軍省軍務局長が指名されて審 議に加わった。

霧島国立公園の場合は、区域北西側に位置している 飯盛山一帯が霧島火山群の地形を構成しているため、 内務省は公園区域に含める予定でいた。しかし、この 地域には、明治42年に開設された陸軍吉松演習場が あり、内務省と陸軍省の協議で区域から除外された。 吉松演習場は、軍馬補充部として開設された古くから の演習場だった。

富士国立公園は、富士山東麓に陸軍富士裾野演習場があり、陸軍省はさらに拡張する予定だったため、内務省は予定した区域から約2万町歩(約19,900ha)を陸軍省との協議で区域除外した。陸軍は昭和11年に裾野演習場に隣接して北富士演習場を開設した。こうした事情で、富士山東側は、区域が標高の高い地域までに限られ、北麓や西麓が裾野まで区域になっているのと大きな違いが生じた。現在も富士山の東側は区域がそのままで、国立公園区域図を見ると妙な形である。

大山国立公園は、候補地に選定されていた岡山県の 蒜山原野に陸軍演習場予定地が有り、陸軍省の希望で 内務省は区域から除外した。また、農林省が蒜山山脈 北側の国有林を施業上重要な森林として区域除外を求 めたため、結局、蒜山一帯は区域編入を断念した。候 補地に選定したときは、鳥取県と岡山県にまたがる1 万8千町歩(約17,900ha)を超える面積が有ったが、区 域決定諮問は鳥取県のみの約1万2千6百町歩(約 12,500ha)の小規模な国立公園になった。蒜山原陸軍 演習場は昭和10年11月に開設されている。

霧島、富士、大山の3国立公園は、既設の演習場だけでなく、拡張予定地や演習場計画地も陸軍省の希望で区域除外したことになる。国立公園と陸軍演習場との関係は、内務省と陸軍省との協議で区域に入れない措置が取られたが、国立公園委員会では陸軍演習場の区域除外に対する委員の質疑はなかった。

海軍関係では、吉野熊野国立公園の熊野海岸西端の 潮岬に海軍の不時着陸場があり、周辺一帯250haが区 域諮問後に除外された。海軍の潮岬飛行場は、昭和8 年(1933)年に不時着陸場として造られ、整地された 広い芝生台地で滑走路は無く、施設として補給用の燃 料庫が有ったが、駐在員は居なかった。潮岬一帯の区 域設定の実地調査は、昭和8年4月に行われており、 不時着陸場整地と同じ年次だが、実地調査が行われた ときはまだ整備されていなかったのかと思われる。

なお、国立公園委員会で瀬戸内海国立公園の区域決定審議の際、委員から厳島を含む芸予諸島一帯が公園 区域に入らないのは何故かと質問があり、内務省がこの地域は軍事産業との関係で区域へ入れることは困難 であったと説明した。芸予諸島付近の瀬戸内海沿岸には軍港もあり軍事産業地が多かったのである。

国立公園と軍事施設、軍事産業地域との関係は、公園区域を設定する段階で抵触を避ける措置が取られた。

6-5 国立公園の名称に対する論議

国立公園委員会の区域決定審議では、幾つかの国立 公園の名称が議論になった。

国立公園の名称に対する内務省の考えは、岡田文秀衛生局長(大島辰次郎局長の後任で昭和9年11月10日就任)と藤原孝夫保健課長が国立公園委員会で説明し、区域を代表する地名や名勝による簡潔、単純、味のある名称が理想であり、区域決定の諮問で用いている名称は、候補地選定時のものを「仮」の名称として用いているとした。

国立公園名については、地元から地域名を加えてほしいという希望が内務省へ出ている公園が有り、岡田衛生局長は、阿寒国立公園に摩周や屈斜路の湖の名称を入れて欲しいと云う希望があるが、これを入れると阿寒摩周屈斜路国立公園になり、また、阿蘇には久住山を加えて阿蘇久住国立公園にしてもらいたいと云う希望があるなどの例示を説明し、いずれも名勝地を並べた長い名称は適当ではないと考えていると述べた350。そのため、12国立公園で唯一「吉野熊野国立公園」が二つ地域を重ねた公園名であることに触れ、地理的な名前を二つ加えた長い名称ではなく、適切な名称があれば簡単な名称が良いと思うと述べている。

現在の国立公園名は、地域名や地理的呼称を重ねた 長い名称の国立公園が多くなっているが、戦前12国 立公園の指定では、内務省は長い名称は避けたい意向 だった。

国立公園委員会の審議では、区域決定が諮問された 国立公園のうち「日本アルプス国立公園」、「富士国立 公園」などの名称に異論が出た。

1)「日本アルプス国立公園」の名称に対する異論と 決着

「日本アルプス国立公園」の名称は、第5回国立公園委員会(昭和9年8月9日開催)で岡部委員が、「アルプス」という西洋的な名称ではなく、日本に即した名称にすべきであるという意見を述べた。その理由として国立公園の大きな使命は心身の修練、鍛錬、精神修養の場であり、保健にも貢献する、国立公園にある歴史と深く関わる神社は日本精神を涵養する、こうした観点から国立公園に西洋的な名称は好ましくないというものだった。この他にも国立公園内の景勝地名に漢

詩由来の名称が多々あることも気にかかると指摘し、 外国由来ではない日本本来の名称にこだわった。

続いて第6回国立公園委員会(昭和9年9月10日開催)では、正木直彦委員、根津嘉一郎委員が「日本アルプス」の名称を諮問した理由を問い、根津委員は西洋的な名称は感心しないとした。「日本アルプス」の名は、飛騨山脈が欧州アルプスに似ていることから外国人のウエストンらにより名が広められ、日本の登山家も「日本アルプス」と呼ぶようになったと田村内務技師(委員)が由来を説明し、委員からは外国に似た山があるとこれからも使うのかと質疑が続いた。藤原保健課長は「日本アルプス」という名称が適当ではないとする意見は他からもあり、内務省も適当な名称があれば変えたいと考えていると述べ、国立公園協会の懸賞募集で当選した「中部山岳」33)が無難ではないかとした。

田村内務技師(委員)も「日本アルプス」は、日本で使い慣れているため候補地名に用いたのであり、外国人が付けた名称を国立公園名にする考えは無いと云い、「日本アルプス国立公園」の名称は変更が大勢となった。

大橋新太郎委員が、名称は内務省に一任してはどうかと発言し、指定告示までに内務省で検討することになった。第6回国立公園委員会で区域決定が答申され、昭和9年12月4日に「日本アルプス国立公園」は「中部山岳国立公園」の名称に変更されて指定告示が行われた。

内務省の国立公園名に対する考えは、簡潔で、広大な区域内の代表的名勝などで趣を醸し出す名称が理想としていたので、「中部山岳」の名称はこの考えには合致していない。「中部山岳」は、日本の中央部の山岳地帯という地理的位置を示す名称ではあるが、区域内の代表的地名や名勝のような古来のものではなく、歴史との関連を感じさせる趣がある名称とは云えない。「中部山岳」について特別委員会では味がないという指摘もあった。内務省が「日本アルプス」に代わる確たる名称をもつことができず、懸賞募集で当選した「中部山岳」にしたのは、余程の苦心の結果を示しているように思われる。

2)「富士国立公園」の名称に対する異論と決着

「富士国立公園」(図 - 12)の名称は、第7回、第8回国立公園委員会で「富士」に「箱根」を加え、「富士箱根国立公園」とすべきであるという意見が続出した。

委員の中には「富士」は日本を代表する霊山であり、国立公園名はそれで充分で、霊峰富士に箱根を重



図-12 富士国立公園、富士山と河口湖國立公園協会 絵葉書 昭和10年発行(岡田紅陽)

ねるのはいかがかという意見もあった。内務省も、日本の代表的名山である富士を端的に示す、富士国立公園が適切ではないかと考えていると説明した。しかし、多数の委員からさまざまな理由とともに、「富士箱根国立公園」にすべきという意見が出された。

「富士箱根国立公園」にする意見を述べたのは、新井堯爾、金杉英五郎、三好學、本多静六、下村宏、岡 實、渡邊銕藏、根津嘉一郎、柳澤保惠ら主に学識者委 員である。田誠委員も、特別委員会で富士箱根にする ことを発言していた。

「富士」に「箱根」を加える理由には、①富士山は 国民が尊崇する山、箱根は古くから人口に膾炙してお り双方の価値は似たようなもの(渡邊委員)、②箱根は 古来有名であり、箱根に行って富士国立公園だと云っ ても無理がある(三好委員)、③富士国立公園では箱根 の観念は入らず、国民は富士と云う言葉からは箱根を 連想しない(新井、根津、三好、下村、岡、田らの委 員)、④箱根に思いが及ばない公園名を付けるのは利 用大衆に親切でない(新井、根津らの委員)、⑤箱根は 古来国際的(外国)にも知られている(金杉、三好、渡 邊、本多、根津らの委員)、⑥富士山は繰り返し利用 する人が少ないが、箱根は何回も利用する人が多い (渡邊委員)、⑦箱根と富士は違った特色があり、両方 の名を用いる方が適当である(三好、新井らの委員)、 ⑧富士と箱根は風景から見て、歴史的に見て、自然界 の上から見ても全く異なった特色がある(三好委員)、 ⑨富士山は静岡県と山梨県、箱根は神奈川県であり、 富士だけでは神奈川県は国立公園に力が入らない(渡 邊委員)、⑩国立公園の完成には山梨・静岡・神奈川 の三県が協力して行う必要がある(下村、岡、渡邊ら の委員)、印富士の区域が候補地選定のときより縮小 され、富士と箱根は距離が離れた(三好委員)、⑫神奈 川県や地元へ配慮する意見に同感(岡部委員)などが あった。この他にも柳澤委員は富士国立公園不賛成、

富士箱根国立公園賛成の弁を述べている。箱根が古くから利用者が多く、国民に膾炙されている状況、知名度、自然や歴史の特色、利用の特徴、行政的な配慮など多くの点で、「富士箱根国立公園」が相応しいと云う意見である。

国立公園委員会は「富士国立公園」の名称を「富士 箱根国立公園」に変更する決議は行っていないが、内 務省に国立公園委員会の討議を尊重するよう求めるこ とになった。

「富士国立公園」で諮問された区域は、昭和11年2月1日に「富士箱根国立公園」で指定告示された。

内務省衛生局は、「富士国立公園」で決定すると想定していたふしがある。当時、国立公園協会は内務省衛生局内に置かれていて、国立公園協会の運営にも保健課の職員が当たっていた。国立公園協会は、昭和10年度に協会の事業として12国立公園の代表的な風景写真各1枚の絵葉書を作成し、国立公園の啓発に努めたのだが、その絵葉書が「富士国立公園」で印刷されている。

3)「吉野熊野国立公園」の名称に対する論議と決着

「吉野熊野国立公園」の名称について、第7回国立 公園委員会(昭和10年12月11日開催)で岡田衛生局長 (委員)が、内務省の考えとして地理的に名前を二つ重 ねた「吉野熊野」は名称が長いため、簡単で余韻のあ る名称があればその方が良いと述べた。

これに対して、岡部委員が、公園の位置が紀州と大 和にまたがるので「紀和」、あるいは畿内と南海道に あるため「畿南」などが一案になると述べたが、多く の委員からは「吉野」と「熊野」と二つの特色のある 地域にまたがっており「吉野熊野」が適切という意見 が多く出された。①「紀和」や「畿南」の名称では何 處にあるか分からない(下村委員)、②吉野熊野と二つ 入れても長くはない(渡邊委員)、③熊野にも特色があ り、吉野にも特色がある(三好委員)、④土地の恰好か ら見て山川海岸から成り立っており吉野熊野は当然で ある(渡邊委員)、⑤吉野も熊野も人口に膾炙してお り、みやびやかな名称である(渡邊委員)、⑥吉野熊野 を希望する(金杉委員)、⑦熊野は立派な霊地名勝、吉 野は日本の歴史上重要な場所であり、吉野熊野と併称 する意味がある(岡部委員)など、「吉野熊野」を推す 意見が多かった。

なお、この公園は「日本アルプス国立公園」とともに、内務省がまだ確たる名称の成案をもっていないとして、昭和8年11月に国立公園協会が、大峯山、大台ヶ原山、熊野川、熊野海岸を包含するに相応しい国立公園名の懸賞募集を行い³²⁾、翌9年4月23日の審査

会で応募の中から「吉野熊野国立公園」が当選しており³³、一般国民からも「吉野熊野」の名称が望まれていた。

「吉野熊野国立公園」の名称は、内務省は簡単な名称にしても良いと考えていたのだが、昭和11年1月15日の第8回国立公園委員会で、「吉野熊野国立公園」が望ましいという意見でまとまった。

国立公園名は、指定を行う際に決定することになっており、昭和11年2月1日に「吉野熊野国立公園」の名称のまま指定告示された。

6-6 諮問された国立公園区域に対する国立公園 委員会委員の意見と評価

内務大臣が諮問した区域決定審議で、委員から区域 設定に関する様々な意見が出された。諮問区域から距 離が離れている景勝地を区域編入する提案は別にし て、区域設定の評価に関わる意見があった。

例えば、内務省が諮問区域は必要最小限にとどめた としているのに対し、国立公園の精神から云えば区域 は小さくすべきではなく、必要最小限と云う方針は再 検討する必要がある(岡部委員)55)、区域はほとんどが 特別地域に該当すると云っても良いほど限定されてい るが、国立公園に近接して広告看板、工場建設など目 障りな施設が出るのを防ぐなど、風致維持に区域は広 くすべきである(岡部委員)⁴²⁾、国立公園は広い方が観 光客誘致に良いので区域を周辺へ拡張する(下村委員) ⁵⁶⁾、海岸部の区域は飛び飛びではなく広くとるべきで ある(岡部委員、根津委員、三好委員)41)、稜線の区域 境界は山を下から眺めるときは良いが、ハイキング、 登山が盛んになり、山に登ったとき稜線の区域界は片 側が区域外になり妙である。区域は麓に設けるべきで ある(岡部委員)55)、など風致維持、公園利用、利用者 誘致の観点で国立公園区域は広く設定することへの意 見が述べられている。

具体的な指摘としても瀬戸内海国立公園、吉野熊野 国立公園の沿岸陸地に設定された狭い区域や飛び飛び の区域に対し、国立公園本来の目的達成には、平凡な 風景も広く編入して風致維持を図り、平凡な風景の場 所は国立公園法の制限を緩和する(岡部委員、三好委 員、根津委員)など、海岸部の区域設定が不十分とす る意見が出され、沿岸陸地は将来調査して区域変更を 行うよう提案がなされた。

内務省(岡田衛生局長、委員)は、区域は民間の生活 に及ぼす影響や産業との関係を円滑にするため、国立 公園側が区域を譲歩しているが、徒に小さくするのは どうかと思うので、将来こうした区域は委員の意見を 参酌し、再検討する場合善処したいと述べている⁵⁷⁾。 しかし、海岸地域の区域は、その後の国立公園指定でも小面積が飛び飛びに設定されており、区域設定の改善は行われていないように思われる。

また、富士箱根国立公園箱根地域の区域界は、ハイキング、登山の公園利用を考え、外輪山稜線ではなく、外輪山外側まで区域に入れるべきであることが、岡部委員などから指摘されたが、内務省は箱根の区域設定の方針を外輪山とし、区域を拡げなかった。十和田国立公園では、田村内務技師(委員)が、展望の関係で将来を考えて、外輪山の稜線を越えて区域設定を行った箇所があることを説明しており540、箱根の区域を外輪山稜線としたのは、区域設定の方針としてはやや整合を欠いているようでもある。

区域設定に関する国立公園委員会での委員意見は、 国立公園の目的である風致、風景の保護、公園利用に は区域を広くして、平凡な風景の場所は制限を緩和す るという考えであり、内務省の国民生活や産業との抵 触を円滑にするために国立公園が譲って区域を必要最 小限にしたとする区域設定は、委員から十分な評価を 得てはいなかった。

6-7 国立公園に選定されなかった候補地、景勝地の扱い

国立公園委員会の審議で、候補地に選定されなかった地域、あるいは区域に編入されなかった景勝地に対し、国立公園に準じた扱いをして風景の保護を図る討議が行われた。

この件の最初の発言者は本多静六委員で、第8回国立公園委員会(昭和11年1月15日開催)の審議で発言が行われた。その時の発言内容は、国立公園候補地の箇所選定にもれた支笏湖、登別、大沼、磐梯山をはじめ、松島、蔵王山、赤城山、伊豆大島、秩父、妙高、奈良公園、厳島公園、面河峡、虹ノ松原など具体的に景勝地を挙げ、これらの地域は当分国立公園指定の見込みがなくなった。こうした特色がある優れた風景地を、道府県立公園として保護開発を指導することと、国立公園法を準用するかまたは道府県立公園法を制定し、風景地の破壊を防ぐよう速やかな実行を内務省に求めるものだった。この意見に三好委員、根津委員、成委員が賛同し、内務省が早く着手するよう提言を行った411。

提案された内容は、現在の国定公園、都道府県立自然公園に類似する公園を設けることと制度制定の必要性であり、内務省に早期の実現を求めていた。しかし、内務省衛生局は、12国立公園の指定告示後は、国立公園法に基づく12国立公園に対する公園計画(統制計画や道路など施設計画)と公園事業案の策定や、

国立公園法施行規則による制限緩和地区の指定などを 急ぎ、計画の成案ができた公園から国立公園委員会へ の諮問、審議、決定、告示と業務が山積して、本多委 員らの提案は早々には制度創設には至らなかった。

国立公園委員会の議事録を確認すると、本多委員はその後も国立公園委員会でこの問題を発言しており、第12回国立公園委員会(昭和14年9月19日開催)でも当局に進捗状況を訊ねている。このときは厚生省の市來鐵郎厚生書記官(昭和13年1月11日に内務省から分離する形で厚生省が設置され、国立公園行政は厚生省体力局所管になった)が、厚生省設立時から法制化の研究を行っているが、まだ発表する状態には至っていない。できる限り努力して、将来何らかの形で法制が実現するように努めていると説明している⁵⁸⁾。

しかし、次第に時局が切迫するなかで、国立公園委員会は昭和16年(1941年)3月に国立公園法改正で廃止となり、その後太平洋戦争に入り戦前は実現しなかった。終戦後の昭和24年(1949年)5月19日に国立公園法の一部改正(二次改正)が行われ、「国立公園に準ずる区域」の制度ができ、国定公園が指定されるようになった590[補注11]。また、都道府県の「すぐれた自然の風景地」の自然公園指定は、国立公園法に規定がなく、都道府県が独自に条例で指定していたが、昭和32年(1957年)の「自然公園法」制定によって「都道府県立自然公園」が制度化された〔補注12〕。

本多静六委員が発言した内容は、発言から13年後の昭和24年に国定公園の制度創設となり、さらに8年後の昭和32年に都道府県立自然公園制度が法制化され、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種の自然公園による、我が国の自然公園大系確立へと繋がった。

7. 結論

第2回国立公園委員会(昭和7年(1932年)10月8日開催)で決定した12箇所の国立公園候補地に対し、内務省衛生局が行った区域を設定する実地調査、国立公園委員会への区域決定諮問、国立公園委員会の審議状況などを中心に、12国立公園の指定告示に至る経緯に焦点を当てて論考した。本論の結論は下記のとおりである。

(1) 内務省衛生局による国立公園区域を設定する 実地調査は、昭和7年10月25日から始まった。 最初の実地調査地は富士候補地の山梨県側、最 後は十和田候補地で昭和8年11月下旬に終了 した。実地調査は、関係各省協議との関係、候 補地の地理的位置や気候を考慮して行われ、 12候補地の調査は丸1年かかった。

各候補地の実地調査の日数は、規模が小さい 候補地で約1カ月、規模が大きい日本アルプス 候補地は2回に分けて実施し合計で3カ月近く かかった。また、日本アルプス同様に大規模な 大雪山候補地、山岳地域と海岸地域で構成する 吉野熊野候補地、区域が広域にわたる瀬戸内海 候補地などは2班に分けて調査を行った。

(2) 実地調査を担当したのは、内務省衛生局保健 課の田村剛をはじめ新進の職員16名である。 田村剛は現地で調査を指導し、また要所、要所 の区域を定めた。各候補地の調査は2~3名で 行い、調査者の構成、調査を担当した公園数か らみて、黒田新平、小坂立夫、加藤誠平、千家 哲麿、戸坂修の5名は中心的存在だった。

実地調査を始めた当初は、調査を指導する田村剛も他の職員も、身分は「嘱託」ないしは「雇」だった。昭和8年5月18日に衛生局に国立公園事務に従事する職員として技師2名、属と技手合わせて5名が定員化され、田村剛嘱託が技師に、小坂立夫嘱託と加藤誠平嘱託が技手に任じられ、身分の改善が図られた。

実地調査では、必要に応じて他人の土地に入り、目標の設置などを行うため、内務省発行の「国立公園実地調査員証」を携帯した。

- (3) 実地調査は、「国立公園区域決定ノ標準」と 「国立公園境界設置標準」によって行われた。
- (4) 関係各省協議と実地調査を基に設定された各 国立公園の区域は、候補地選定時の区域に対し 様々な要因で変更された。富士国立公園、吉野 熊野国立公園、大山国立公園、阿蘇国立公園な どは大きく変更されている。
- (5) 関係各省協議の進捗状況や実地調査の時期などの関係で、区域決定の事務的な準備に遅速が生じ、12国立公園の区域を同時に国立公園委員会へ諮問することはできず、区域決定の諮問は3回に分けて行われた。
- (6) 第1次区域決定の諮問は、昭和8年(1933年) 11月30日で、事務的準備が早く進んだ雲仙、 霧島、瀬戸内海の3国立公園が行われた。

この第1次区域決定のとき、霧島国立公園では陸軍吉松演習場を区域に含めない、瀬戸内海国立公園では芸予諸島一帯を軍事産業地域として区域へ編入しないなど、軍事施設と軍事産業地域を区域から除外しており、この措置が他の候補地の区域決定の先例になった。

雲仙、霧島、瀬戸内海の3国立公園の区域決

定は昭和8年12月19日、指定告示は昭和9年 (1934年)3月16日に行われ、日本で最初の国 立公園が誕生した。

(7) 第2次区域決定の諮問は、昭和9年8月9日に 阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇の5 国立公園が行われた。

この5国立公園では、日光国立公園(尾瀬沼、 尾瀬ヶ原)と日本アルプス国立公園(黒部渓谷)の 水力発電計画が大きな問題になった。国立公園 委員会で逓信省(電気局長)は、2国立公園内の 水力発電計画は最も重要であると主張し、国立 公園側が水利権の許可を得ている事業に変更を 命じ、または制限を加える事態があると、国立 公園法による補償問題が発生する可能性に言及 し、これに対して内務省(衛生局長)が、国立公 園と電気事業の両立が難しい場合は、重要性如 何によるが、国立公園法に基づく相当の補償は 当然と判断していると述べ、国立公園法第9条 に関わる緊張した審議が行われた。最終的には 逓信省は風景との調和に努力すると言明し、内 務省は国立公園の風景と発電事業が両立するよ う計画実施の際、逓信省と深甚なる協議を行い 善処すると明言して両公園の区域を決定させた。

5国立公園の区域決定は昭和9年9月10日、 指定告示は昭和9年12月4日に行われた。指定 告示に当たり「日本アルプス国立公園」は名称 が変更され、指定は「中部山岳国立公園」で告 示された。

(8) 第3次区域決定の諮問は、昭和10年(1935年) 12月11日に十和田、富士、吉野熊野、大山の 4国立公園が行われた。

この4国立公園は、関係各省協議に時間がかかり、第2次諮問から1年4カ月が経過していた。4国立公園はそれぞれ区域決定に難題を抱えていた。

十和田国立公園は、十和田湖の水を利用して行う、三本木原国営開墾事業計画との関係で、農林省との協議が成立しないままに区域決定の諮問を行った。内務省は、農林省の国営開墾事業計画を尊重して国立公園指定後も協議を続け、国立公園との調和を見出したいとした。計画を支障なく実現できるよう善処することとして区域の決定を見た。国立公園指定後の昭和12年に「奥入瀬川河水統制計画」が合意された。

富士国立公園と大山国立公園は、陸軍省との 協議で陸軍演習場の区域を除外し、面積が候補 地選定時より大きく減少した。富士国立公園 は、東山麓の富士裾野演習場と拡張予定地の約 2万haが除外された。

大山国立公園は、候補地選定時の区域は鳥取 県と岡山県にまたがっていたが、岡山県側の蒜 山地域は陸軍演習場計画地のため区域を断念し た。そのため、区域が鳥取県のみの小規模な国 立公園になった。

吉野熊野国立公園は、山林所有者の指定反対 運動と北山川の水力発電計画が区域設定に大き く影響した。区域設定が二転三転し、区域は大 きく変更された。北山川・熊野川沿岸は山岳地 域と熊野海岸を結ぶ重要な地域であり、水力発 電計画への対応は慎重に研究することにして区 域を決定した。

4国立公園の区域決定は昭和11年(1936年)1 月15日、指定告示は昭和11年2月1日に行われた。国立公園委員会の決定から指定告示まで僅か2週間余りである。第1次と第2次は告示まで約3カ月かかっているのに比べ、指定告示までの期間がきわめて短く、内務省は指定を急いだ。「富士国立公園」は名称が変更され、指定は「富士箱根国立公園」で告示された。

(9) 12箇所の候補地決定から指定終了までに3年 余を要した。内務省衛生局が大正9年(1920年) に国立公園の専門知識をもつ田村剛を嘱託で採 用し、大正10年に16箇所の国立公園候補の風 景地を選んで調査を開始してから15年が経過 しており、この間紆余曲折の歴史が刻まれてい る。

12国立公園の区域は1道24県にわたり、総面積は1,010,543ha(水面を含む)、国土の約2.7%である。

(10) 富士、日本アルプス、吉野熊野の3国立公園 は名称が問題になった。

富士国立公園は、国立公園委員会で富士箱根 国立公園が提案され、指定は「富士箱根国立公園」となった。

日本アルプス国立公園は、国立公園委員会で 西洋的な名称ではなく、日本に即した名称にす る指摘があり、「中部山岳国立公園」で指定さ れた。「中部山岳国立公園」は、国立公園協会 の懸賞募集で当選した名称である。

吉野熊野国立公園は、内務省は二つの地域を 重ねた名称ではなく、簡潔な名称にしたいと考 えたが、国立公園委員会では諮問のままの名称 が相応しいと評価され、指定は「吉野熊野国立 公園」のままに落ち着いた。

- (11) 国立公園区域の決定方法、区域境界設定に対し国立公園委員から異論があり、風致維持、風景保護、登山利用などのために区域は広くとることが指摘された。海岸地域の区域は、飛び飛びではなく、沿岸陸地を広く区域にするよう将来は変更することが求められた。
- (12) 国立公園委員会委員から、国立公園指定にもれた支笏湖、大沼、磐梯山をはじめ、各地の特色ある風景地を道府県立公園にして、国立公園法を準用するか、あるいは別に道府県立公園法を制定し、風景の破壊を防ぐために早期に内務省が着手することを求める提起が行われた。

昭和13年1月に国立公園行政は、内務省から分かれて設置された厚生省所管となり、厚生省が制度化の研究を行ったが、戦前は実現しなかった。戦後になり昭和24年5月「国立公園法」が改正され、「国立公園に準ずる区域」を指定する制度が創設された。最初の「国立公園に準ずる区域」指定は「琵琶湖国定公園」である。都道府県立自然公園の法的整備は、昭和32年に「国立公園法」を廃止して制定された「自然公園法」で行われた。

補注

- [1] 実地調査員が携帯する証票の様式は、内務省告示第281号で定められている。証票の大きさは縦8cm×横6cm、表は右上に「番号」、中央に「国立公園実地調査員之証」と記載があり、裏は「内務省名と省印」となっている。
- [2] 環境庁自然保護局編「自然保護行政のあゆみ」75頁に、『昭和8年5月17日国立公園事務に従事する職員に関する官制が定められ・・・技師1、技手2の定員が設けられた』とあるが、国立国会図書館デジタルコレクションで公開されている、内務省衛生局編「衛生局年報 昭和8年」(内務省衛生局発行、日本語・英語・付録統計表の総頁521頁)の6頁に、内務部内臨時職員設置制の改正の記述があり、『昭和8年5月18日 勅令112号 第3条内務省に左の職員を置き衛生局に属せしむ』として、国立公園に関する事務に従事する者、技師専任2人、属と技手合わせて専任5人と定めている。「自然保護行政のあゆみ」と「衛生局年報 昭和8年」とで日付、職員数が異なっており、本論は「衛生局年報昭和8年」の日付と職員数を用いて論述した。
- [3] 潮惠之介内務次官は、大正10年(1921年)に内務 省衛生局保健課が16箇所の国立公園候補の風景地

- を選び、調査を始めた当時の衛生局長である。国立公園に対し理解が深く、国立公園創設に法律制定の必要を考えていた。国立公園調査会委員、国立公園法制定、国立公園委員会委員、国立公園協会設立発起人、国立公園協会副会長など、国立公園誕生に多大な尽力を行った。また、昭和11年3月内務大臣に就任し、国立公園委員会会長を務めた。
- [4] 国立公園区域を設定する実地調査で、公園計画で規制が緩い普通地域が適切と考えられる場所の中に、国立公園法の適用をさらに緩和する必要がある地域が存在すると想定され、国立公園指定を行う前の昭和8年9月8日に国立公園法施行規則を一部改正し、第21条ノ2で普通地域の中に「制限緩和地区」を設ける制度を制定した。

施行規則第二十一條ノ二「普通地域内ト雖モ内 務大臣ノ指定スル地區内ニ於テハ左ニ掲グル行為 ヲ除クノ外前條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為スコ トヲ要セズ」、以下略

- [5] 国立公園委員会で、阿蘇国立公園への区域編入に熱心な意見が出た耶馬渓は、昭和10年2月に衛生局保健課の田村剛、小坂立夫、稲垣龍一、森蘊の4名が調査を行った⁶⁾。衛生局は調査して編入の必要が認められたら国立公園委員会へ図るとしていたが、編入の諮問は行われなかった。調査の結果は、編入の判断に至らなかったものと思われる。
- [6] 赤木朝治内務次官は、昭和5年に国立公園調査会が設置された当時の衛生局長で、その後国立公園調査会委員、国立公園の制度に関する特別委員会委員、国立公園の選定に関する特別委員会委員、国立公園法制定、国立公園委員会委員など、国立公園指定まで多大な尽力を行った。
- [7] 十和田湖の水を利用する三本木原国営開墾事業は、昭和12年(1937年)7月に起工され、昭和41年(1966年)に終了した。三本木原台地の開拓は、新渡戸傳が安政2年(1855年)に開拓に着手以来、約5,900haが開拓された。

また、十和田湖の水を利用する発電計画は、十和田湖の北東側に位置する青撫に取水口が建設され、国策会社として設立された日本発送電(株)により、昭和18年(1943年)に十和田発電所(現在は東北電力(株)所有)が焼山に完成した。その後、蔦発電所が建設され、青撫取水口で取水した水の一部が蔦発電所へも送水されている。昭和36年(1961年)に蔦発電所が完成して事業は終了した⁶⁰⁾。

奥入瀬川を利用した発電は、昭和14年に焼山下流に東北振興電力(株)が立石発電所(現在は東北電力(株)所有、出力10,500kw、)を建設したのが最初

で、その下流に昭和30年東北電力(株)が法量発電所(出力6,800kw)を建設している。東北振興電力(株)の立石発電所取水ダム建設では、国立公園法の許可前に工事が始められてしまい、国立公園管理担当者が随分苦労した⁶¹⁾。

十和田発電所の水は奥入瀬川に、蔦発電所の水は蔦川へ放水されている。奥入瀬川と蔦川は焼山で合流しているので、十和田湖の水は焼山下流にある立石と法量の2つの発電所で再度利用されている。結局十和田湖の水は、十和田、蔦、立石、法量の4発電所で利用されており、4発電所の出力合計は50,700kwとなっている(東北電力十和田発電所パンフレット)。

- [8] 日光国立公園の区域決定審議で、緊迫した意見が交わされた尾瀬ヶ原の水力発電計画は、戦前は具体化に至らなかったが、尾瀬沼の方は国策会社の日本発送電(株)によって昭和19年(1944年)10月に水を利根川へ落とす導水トンネルが計画され着工された⁶²⁾。終戦で工事は一時中断されたが、昭和22年に工事が再開されて昭和24年12月に完成し、今日も使用されている⁶³⁾。尾瀬ヶ原の水力発電計画は、国立公園の景観保全、湿原植物と植物群落の保護、国立公園利用との関係で、その後も論争が続いたが、自然保護に対する世論が高まり、平成8年(1996年)に東京電力(株)が水利権の更新を行わずに放棄したことにより、この問題に決着がついた。
- [9] 日本アルプス国立公園の候補地選定審議、区域 決定審議で問題になった黒部川十字峡付近に取水 口を設けて建設予定だった第3期計画の猿飛発電 所は、昭和9年12月4日に国立公園名を「日本アル プス」から「中部山岳」に変更して指定されてか ら6年後の昭和15年(1940)に黒部第3発電所とし て完成した。

第4期計画とされていた黒部川最大の黒部第4発電所の具体化は、戦後昭和27年(1952年)である。候補地選定の審議で、平ノ小屋下流に堰堤を築き、平ノ小屋一帯が水没すると説明されていたとおり、現在の黒四ダムが建設されている。関西電力(株)から国立公園法に基づく許可申請が提出され、厚生省は昭和31年2月16日に国立公園審議会へ諮問し、10回にわたる審議の後、最大毎秒15トンの観光放流を行うなどの条件が付され、昭和31年6月10日に許可になった⁶⁴。

黒部第4発電所は発電所、変電所、付属施設全 てが岩盤を掘削して地下に建設され、国立公園の 風景に配慮したことが特記される。しかし、原始 風景地である黒部峡谷に高さ186m、堤頂長492m もある巨大なアーチ式コンクリートダムが建設され、湛水面積3.49kmの人造湖(黒部湖)が出現して風景は一変した。立山連峰と後立山連峰の唯一アルプス横断登山道が通る平ノ小屋付近は黒部湖で水没し、現在黒部湖を渡る「平ノ渡し場」ができ、渡船で公園利用に供されている。十字峡には黒四ダムから観光放流される水が流れている。

区域決定審議の際、内務省衛生局長と逓信省電 気局長の間で厳しい意見が交わされ、逓信省は国 立公園の風致維持に留意し、内務省は水力発電と の両立に十分協議を行うとした言明を、事業の具 体に当たり関係者がこれを尊重し、発電所諸施設 の地下建設、観光放流による溪谷景観の維持など の努力がはらわれている。

[10] 北山川発電計画の具体化は、電源開発(株)によって行われた。昭和32年(1957年)に「国立公園法」が廃止されて「自然公園法」に代わっており、昭和35年に電源開発(株)から自然公園法に基づく許可申請が提出され、厚生省は自然公園審議会へ諮問を行い、河川景観維持のために放流が義務付けられて許可された⁶⁴。

計画されていた3基のダムのうち、最上流の第1 の池原ダムはアーチ式、高さ111m、堤頂長460m、 湛水面積8.43km、発電所の最大出力35万kw、昭 和39年(1964年)に完成した。第2の七色ダムは アーチ式、高さ60m、堤頂長201m、湛水面積3.32 km、発電所の最大出力8万2千kw、完成は昭和40 年(1965年)。下流の上瀞上流に建設された第3の 小森ダムは重力式、高さ34m、堤頂長154m、湛 水面積1.13km、発電所の最大出力3万kw、完成は 昭和40年(1965年)である。

3基のダムと発電所は、昭和39年と昭和40年に 完成し稼働を始めた。候補地選定で懸念された発 電計画は、国立公園区域決定の審議当時よりはる かに大規模で実施され、北山川上流の景勝はダム の貯水で失われた。

[11] 昭和24年5月19日に国立公園法の一部改正(二 次改正)が行われ、第11条の2に「国立公園に準ず る区域」の規定が追加された。

国立公園法第十一条ノ二「主務大臣ハ風景地ノ 保護又ハ利用ノ為予メ都道府県ニ諮リ国立公園審 議会ノ意見ヲ聞キ国立公園ニ準ズル区域ヲ指定ス ルコトヲ得」

この改正で、最初の国立公園に準ずる区域として昭和25年7月24日に「琵琶湖国定公園」が指定された。

[12] 「自然公園法」は昭和32年(1957年)6月1日公布、

昭和32年10月1日に施行され、自然公園法第41条に「都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる」が制定された。

引用文献

- 岡野隆宏(2013):わが国最初の国立公園選定の際の風景評価、ランドスケープ研究・オンライン論文集、Vol. 6、18-24
- 2) 水谷知生(2014): 大正期の16国立公園調査地の選 定経過と田村剛の国立公園観、ランドスケープ研 究・オンライン論文集、Vol. 7、67-74
- 3) 西田正憲(2016):1930年代における12国立公園誕生の国立公園委員会にみる風景の政治学、ランドスケープ研究・オンライン論文集、Vol. 9、39-50
- 4) 水内佑輔・古谷勝則(2016):1930年代の国立公園 の選定の経緯と田村剛の評価の枠組み、ランドス ケープ研究・オンライン論文集、Vol. 9、103-114
- 5)油井正昭(2018):大正後期から昭和初期にかけて 行われた国立公園候補地選定に関する論考、江戸 川大学国立公園研究所年次報告第3号、107-128
- 6) 厚生省国立公園部監修(1951):日本の国立公園、 41-47、(財)国立公園協会
- 7) 環境庁自然保護局編(1981): 自然保護行政のあゆみ、75-76、第一法規出版
- 8) 田村剛(1948): 国立公園講話、1-69、明治書院
- 9) ——(1933): 國立公園區域決定ノ標準、國立公園5(4)、28-29、國立公園協会
- 10) ——(1933): 國立公園境界線設置標準、國立公園5(4)、29、國立公園協会
- 11) 加藤誠平(1932):富士國立公園候補地區域調査雜 録、國立公園4(12)、25-26
- 12) 田村剛(1933): 國立公園區域に關する二三の所感、 國立公園5(1)、4-6
- 13) 加藤誠平(1933):霧島國立公園區域調査雑録、國立公園5(4)、24-26
- 14) 戸坂修(1933): 雲仙の區域調査を終へて、國立公園5(4)、26-28
- 15) 黒田新平(1933): 富士國立公園區域調査雑録、國立公園5(5)、10-14
- 16) 小坂立夫(1933):吉野及熊野國立公園區域調査紀 行・吉野山-大峯山-大臺ヶ原山-大杉谷、國立 公園5(6)、22-24
- 17) 千家啠麿(1933):吉野及熊野國立公園區域調査紀 行·熊野海岸及北山川、國立公園5(6)、24-27
- 18) 戸坂修(1933): 瀬戸内海調査後記、國立公園5(7)、

22-24

- 19) 池ノ上容(1933): 日本アルプス國立公園區域調査 紀行・日本アルプス第一回調査記、國立公園5(8)、 19-20
- 20) 千家哲麿(1933):日本アルプス國立公園區域調査 紀行・調査日誌より、國立公園5(8)、20-22
- 21) 池ノ上容(1933): 第二回日本アルプス區域調査記、 國立公園5(10)、26-28
- 22) 黒田新平(1933): 阿寒、大雪山國立公園區域調査 概略、國立公園5(10)、20-22
- 23) 森蘊(1933): 日光國立公園區域調査記、國立公園 5(10)、23-25
- 24) 戸坂修(1933): 阿蘇國立公園調査後記、國立公園 5(11)、26-29
- 25) 石井勇(1933): 大山國立公園區域調査を終へて、 國立公園5(12)、21-22
- 26) 片岡俊一(1933): 十和田國立公園候補地調査紀行 の一節、國立公園5(12)、25-26
- 27) 國立公園委員會(1933):第三回國立公園委員會議事録、56pp.
- 28) 國立公園協會(1934): 國立公園区域決定に關する 第一、第二、第三特別委員會/第四次國立公園委 員會総會、國立公園6(1)、26-27
- 29) 國立公園委員會(1933):第四回國立公園委員會議事録、10pp.
- 30) 千家啠麿(1933): 区域決定に関する第二回特別委 員会記事大要(手書き)、13pp.
- 31) 國立公園委員會(1934):第五回國立公園委員會議事録、78pp.
- 32) 國立公園協會(1933): 國立公園名稱懸賞募集、國立公園5(11)、25
- 33) 國立公園協會(1934): 懸賞募集國立公園名稱當選 発表、國立公園6(6)、25
- 34) 國立公園委員會(1934):第六回國立公園委員會議事録、19pp.
- 35) 國立公園委員會(1935):第七回國立公園委員會議事録、93pp.
- 36) 前掲35)、66-70
- 37) 水谷知生(2014): 吉野熊野国立公園指定時の私有 林との調整結果とその意味、ランドスケープ研究・ オンライン論文集、Vol. 7、81-88
- 38) 國立公園委員會(1932):第二回國立公園委員會議事録、26pp.
- 39) 國立公園ノ選定ニ關スル特別委員會(1931): 國立 公園ノ選定ニ關スル第一回特別委員會記事大要(手 書き、ガリ版刷り)、1-10
- 40) 千家啠麿(1933): 國立公園ノ箇所ノ選定経過概要

(手書き)、26pp.

- 41) 國立公園委員會(1936): 第八回國立公園委員會議事録、35pp.
- 42) 前掲41)、24-25
- 43) 國立公園協会(1933): 雜報·國立公園事務職員任 命、國立公園5(7)、27
- 44) 菅原儀衛(1986):十和田を思う、國立公園443、28-31、(財)国立公園協会
- 45) 宮澤邦一郎(1996): 尾瀬100年-登山と自然保護、 68-74、煥乎堂
- 46) 國立公園ノ選定ニ關スル特別委員會(1932): 國立 公園ノ選定ニ關スル第四回特別委員會記事大要(手 書き、ガリ版刷り)、22pp.
- 47) 前掲45)、115-116
- 48) 前掲45)、123-124
- 49) 前掲31)、72-75
- 50) 前掲34)、6-8
- 51) 國立公園ノ選定ニ關スル特別委員會(1932): 國立 公園ノ選定ニ關スル第五回特別委員會記事大要(手 書き、ガリ版刷り)、1-9

- 52) 前掲31)、48-49
- 53) 前掲51)、9-17
- 54) 前掲35)、59-72
- 55) 前掲35)、81
- 56) 前掲35)、90-91
- 57) 前掲35)、86
- 58) 國立公園委員会(1939):第十二回國立公園委員會 議事録、98-100
- 59) 厚生省大臣官房国立公園部編(1954): 公園関係法 令通知集、1-17、(財)国立公園協会
- 60) 国立公園協会國立公園編集部(1986):十和田八幡 平国立公園の概要、國立公園440、6-11
- 61) 菅原儀衛(1949):十和田國立公園管理の思い出、 國立公園4、29-31
- 62) 日本自然保護協会三十年史編集委員会(1985):自 然保護のあゆみ、15-17、(財)日本自然保護協会
- 63) 前掲45)、145-146
- 64) 前掲7)、107-110